

令和4年3月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 2月15日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
散会	19
◎会議録第2号 2月17日	
議事日程	23
出席欠席者名	23
開議	25
質疑・一般質問	25
10番 榎崎政治議員	25
1 介護施設における感染症対策について	25
2 歯科保健対策について	28
11番 野口修一議員	34
1 景観と自然維持	34
2 産業支援	37
3 木材から見たSDGs	40
4 網津校区インフラ整備	42
14番 芥川幸子議員	46
1 デジタル分野での女性の就労支援について	46
2 マイナンバーカード交付申請等の手続き支援について	48
3 市民へのSDGsの周知・啓発の推進について	50
4 産後ケア事業の拡充について	51
散会	53
◎会議録第3号 2月18日	

議事日程	57
出席欠席者名	57
開議	59
質疑・一般質問	59
1 8 番 福田慧一議員	59
1 新型コロナウイルスオミクロン株の感染防止対策について	59
2 被災したコミュニティ施設復旧支援事業の利用状況について	61
3 小中学校における新聞の配備について	67
4 保育所、学童保育の利用状況と職員の処遇改善について	68
3 番 今中真之助議員	70
1 新型コロナウイルスについて	71
2 空き家対策について	83
6 番 宮原雄一議員	86
1 農・漁業者向けの支援について	86
2 機能別消防団員について	89
常任委員会に付託（議案第 1 号から議案第 3 0 号）	90
常任委員会に付託（請願・陳情）	90
散会	90

◎会議録第 4 号 3 月 3 日

議事日程	97
出席欠席者名	98
開議	100
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	100
（質疑・討論）	102
各常任委員長報告	102
1 総務市民常任委員長報告	102
2 経済建設常任委員長報告	105
3 文教厚生常任委員長報告	109
（質疑・討論・採決）	113
請願・陳情について	117
（質疑・討論・採決）	117
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について（採決）	118
（追加日程）	

議案第 3 1 号	宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	119
議案第 3 2 号	宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	119
議案第 3 3 号	宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	119
議案第 3 4 号	宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	119
議案第 3 5 号	宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	119
議案第 3 6 号	令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 5 号）について	119
発議第 1 号	宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について	121
発議第 2 号	宇土市議会会議規則について	122
閉会		123
署名		126

第 1 号

2月15日 (火)

令和4年3月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第2号

令和4年3月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年1月14日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和4年2月15日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

1. 会期日程

(会期17日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
2月15日	火	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
2月16日	水	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
2月17日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
2月18日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
2月19日	土		休 会	(市の休日)
2月20日	日		休 会	(市の休日)
2月21日	月		休 会	議事整理
2月22日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
2月23日	水		休 会	(市の休日)
2月24日	木	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
2月25日	金	10:00	委員会	総務市民常任委員会
2月26日	土		休 会	(市の休日)
2月27日	日		休 会	(市の休日)
2月28日	月		休 会	議事整理
3月1日	火		休 会	議事整理
3月2日	水		休 会	議事整理
3月3日	木	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和4年2月15日（第1号） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について

日程第 4 議案第 2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について

日程第 5 議案第 3号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4号 宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 5号 宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 7号 宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 8号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 9号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第12 議案第10号 財産の取得について

日程第13 議案第11号 宇土市道路線の認定について

日程第14 議案第12号 宇土市道路線の変更について

日程第15 議案第13号 辺地総合整備計画の変更について

日程第16 議案第14号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

日程第17 議案第15号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第16号 令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第19 議案第17号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第18号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 令和 3 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 4 年度宇土市一般会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 4 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 4 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 4 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 令和 4 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 4 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計予算について
- 報告第 1 号 令和 2 年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1 番 佐美三 洋 君	2 番 小 崎 憲 一 君
3 番 今 中 真之助 君	4 番 西 田 和 徳 君
5 番 園 田 茂 君	6 番 宮 原 雄 一 君
7 番 嶋 本 圭 人 君	8 番 柴 田 正 樹 君
9 番 平 江 光 輝 君	10 番 檜 崎 政 治 君
11 番 野 口 修 一 君	12 番 中 口 俊 宏 君
13 番 藤 井 慶 峰 君	14 番 芥 川 幸 子 さん
15 番 山 村 保 夫 君	16 番 杉 本 信 一 君
17 番 村 田 宣 雄 君	18 番 福 田 慧 一 君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総務部長兼企画部長	杉 本 裕 治 君
市民環境部長	野 口 泰 正 君	健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん
経 済 部 長	小 山 郁 郎 君	建 設 部 長	草 野 一 人 君
教 育 部 長	山 口 裕 一 君	会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん
総 務 課 長	光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長	東 顕 君
財 政 課 長	上 木 淳 司 君	企 画 課 長	宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん		

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開会

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和4年3月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長が事務報告をいたします。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和3年12月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として議席に配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中口俊宏君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして、議長において、8番，柴田正樹君，9番，平江光輝君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中口俊宏君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月3日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から3月3日までの17日間と決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について

日程第4 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について

日程第5 議案第3号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第4号 宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 5号 宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 12 議案第 10号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 11号 宇土市道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 12号 宇土市道路線の変更について
- 日程第 15 議案第 13号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 16 議案第 14号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第 17 議案第 15号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 18 議案第 16号 令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 19 議案第 17号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 20 議案第 18号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 21 議案第 19号 令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 22 議案第 20号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第 23 議案第 21号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 24 議案第 22号 令和4年度宇土市一般会計予算について
- 日程第 25 議案第 23号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 24号 令和4年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 25号 令和4年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 26号 令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算につ

いて

日程第 29 議案第 27 号 令和 4 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 30 議案第 28 号 令和 4 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

日程第 31 議案第 29 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計予算について

日程第 32 議案第 30 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計予算について

報告第 1 号 令和 2 年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について

○議長（中口俊宏君） 日程第 3，市長提出議案第 1 号から，日程第 32，議案第 30 号までの 30 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和 4 年 3 月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただき，誠にありがとうございます。

また，本定例会におきましても，感染症対策として，一般質問に関する時間の短縮の決定をいただきましたことに対し，重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに，皆様も報道等で既に御承知のことと思っておりますが，輸入アサリの産地偽装問題について御報告を申し上げます。

これは，中国産など外国産の輸入アサリが熊本県産として出荷され，販売されていた問題でございます。

本市では，これまでアサリを地元の特産品として PR してまいりました。そして，本市のふるさと納税の返礼品として，アサリを使用したオリーブオイル漬けとレトルトカレーを取り扱っていたところでございます。もともとこの 2 種類の商品は，宇土市のアサリブランドの復活に向けた取組として，市と地元の農業者や漁業者の団体で作ります宇土市の旬を届ける実行協議会が開発した商品でございます。今回の問題を受けまして，ふるさと納税専用サイトに掲載しているこれらの商品に関する文言等も含めて，今後の対応を検討するため，現在，この 2 種類の商品を専用サイトから削除し，申し込みの受付を中止している状況でございます。

アサリについては，近年漁獲量が減少していることから，網田，住吉の両漁協が，育てるための取組を繰り返し行い，資源回復を図ろうと努力されている最中のことであり，今回の事件は非常に残念でございます。また，今，旬を迎えているハマグリ等と併せまして，風評被害も心配しております。

県におきましては，今月 8 日から 2 か月間，県内の漁協や漁業者に対し，熊本県産のアサリの出荷停止を要請するなどして，偽装輸入アサリを根絶するための取組を進めておられま

す。

本市としましても、県と連携して市場から偽装アサリを一掃し、本市の特産品であるアサリを守り、消費者の皆様安心して食べていただけるようPRに努めるとともに、アサリの漁場の復活にも取り組んでまいりたいと考えております。

さて、全国では、感染力が非常に強いとされる新型コロナウイルス感染症の変異株でございますオミクロン株の爆発的な感染拡大により、懸念しておりました第6波が到来し、猛威を振るっております。

本市においても同様の波が押し寄せており、陽性者の数は、昨年9月25日を最後に3か月以上ゼロが続いておりましたが、年が明けた1月以降は、感染者が急増しております。1月の陽性者は265人、今月は昨日時点で309人となっております。この2か月間で、本市のこれまでの陽性者全体の約7割を占めており、私たちの予想をはるかに超える勢いで感染が急拡大している状況です。特に20代の若者のほか、10代や10代未満の子どもの陽性割合が高く、市内の一部の小中学校及び保育園では、学級閉鎖、学年閉鎖、休園等の措置が採られております。

また、先月以降、市職員におきましても6人の陽性が確認されており、予断を許さない状況が続いております。

このような中、感染防止対策強化のため、本市を含む県内全域に、先月21日からまん延防止等重点措置が適用されております。当初の期限は、一昨日の13日まででしたが、感染状況の改善が見通せないことから、来月6日まで延長されている状況でございます。

また、県のリスクレベルは、依然として、上から2番目の一般医療の制限が必要なレベル3、対策強化レベルであることから、まだ暫くは厳しい状況が続くと思われまします。この感染拡大に歯止めをかけるため、先月21日に市民の皆様に向けて、市長メッセージを发出させていただいたところでございます。市民の皆様には、今一度、マスクの着用や、こまめなうがい・手洗い、室内の換気、密集の回避など、基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、感染拡大地域との往来を極力控えるなど、慎重な行動を心がけていただき、一人一人ができる限りの感染防止対策の取組を行っていただくようお願いいたします。

このような状況が長期化すると、生活困窮者の方々の支援と疲弊した地域経済の立て直しが急務となります。

このため、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の方々の生活を支援するため、全額国庫負担により、住民税非課税世帯等に対して、一世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給する準備を進めております。対象者の方には、昨日、通知を発送したところでございます。今後、振込口座等の確認ができた方から、来週25日を第1回目の支給日として、順次支給を行ってまいります。なお、これに関連する予算につきましては、1月

4日付けで、市議会並びに議員の皆様の特段の御配慮により、緊急的な予算措置に対する専決処分を行わせていただいております。

このほか、全市民の方を対象とした2回の商品券交付事業や、飲食店をはじめとして大きな減収となっている事業者等へ協力金を支給する事業など制度を新設し、様々な形で支援を実施してまいりました。

これらの支援により、かつてない苦境に立たされている市民の方々や事業者等のコロナによる影響を最小化できたのではないかと考えております。今後も、国の財源を効果的かつ最大限に活用しながら、感染症対策と地域経済の活性化の両立に向けて、地域の実情を踏まえた的確な状況判断に基づき、スピード感を持って対策を講じてまいります。

引き続き、議員の皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、現在、本市では一日も早いコロナ禍の収束に向けまして、3回目のワクチン接種に取り組んでおります。

昨年12月8日から医療従事者の接種を開始しました。続きまして、高齢者施設の入所者や通所サービスの利用者とその従事者、また、入院患者の接種を進めてまいったところでございます。今月からは、これらの方以外の65歳以上の高齢者について、集団接種と個別接種を並行した形で接種を開始しております。今後は、接種が可能となる方へ2回目の接種時期が早い順に接種券を発送し、希望される全ての方が安心して接種されるよう、宇土地区医師会の御協力をいただきながら着実に実施してまいります。

5歳から11歳までの子どもたちへのワクチン接種に関しましても、国において、3月から接種を開始する方針が示されており、現在準備を進めているところでございます。小児ワクチン接種に関しましては、有効性・安全性に慎重な意見もあることから、本市においても、メリット・デメリットを保護者の方々が判断できるよう情報提供をしっかりと行い、慎重に進めてまいりたいと考えております。

これらの点につきましても、引き続き、議員の皆様のご理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、平成22年4月に市長の重責を担わせていただいてから、まもなく3期12年を迎えようとしております。振り返りますと、6年前の熊本地震以降、復旧・復興に重点をおいて、行政運営に邁進してまいりました。そして、ようやくその最後の大きな仕事として、震災からの復興の最大のシンボルとなる新庁舎の建設工事に、昨年4月から着手しております。来年2月に竣工し、5月には災害に強いまちづくりの拠点として待望の新庁舎がよみがえります。

一方、国においては、昨年9月にデジタル庁が創設され、社会全体で急速なデジタル化が進められております。

このような中、本市では、新しい働き方や学習などに対応できる環境整備を図るため、光回線通信基盤整備の未整備地域であった市内西部地域において整備を完了したところでございます。これに伴いまして、西部地域の方々が、民間事業者が提供する光ブロードバンドサービスを受けることができるようになるなど、今後、生活の利便性が高まっていくものと考えております。

また、昨年10月から、市内西部地域を中心に予約乗合型デマンドバスの運行を開始しました。地域の実情を踏まえた交通網の構築に取り組み、地域生活の充実に資することができたと感じているところでございます。

さて、今年の夏は、我が国で実に57年ぶりとなる夏季オリンピック・パラリンピックが開催されました。本市では、前回大会に続き、聖火リレーを実施しました。開幕への期待を込めた13人のランナーによる聖火リレーを通して、熊本地震から復興する本市の姿を多くの方々に御覧いただき、これまで御支援いただいた全国の方々に感謝の気持ちを伝えることができたと感じております。この喜びや感動を市民の皆様をはじめ、多くの観客とともに心に刻むことができたことは、忘れられない思い出となりました。

現在、北京冬季オリンピック・パラリンピックが開催されております。連日、世界で活躍する日本人選手の姿が報道されることで、コロナ禍の日常に明るい話題が舞い込むことをうれしく感じているところでございます。

スポーツ選手の活躍で申しますと、昨年は、本市の学生の活躍も大変目覚ましいものがありました。

全国大会で優勝を飾りました相撲や卓球をはじめ、ハンドボール、ソフトテニス、空手、ミニバスケットボール、軟式野球、陸上競技など多項目において、強豪が集まる大舞台で好成績を収めてくれました。コロナ禍で十分な練習ができなかったにもかかわらず、選手一人一人が持てる力を十分発揮し、すばらしい活躍を見せてくれたことに、喜びが込み上げるとともに、今後も、市民の皆様は夢や勇気、感動と誇りを与え続けてくれるよう、更なる飛躍を期待し、活躍を応援してまいりたいと思います。

そして今年も、スポーツ面にかかわらず、様々な分野で活躍される市民の方が増えることを願うところでございます。

さて、県内では、台湾の世界的な半導体製造会社であるTSMCが菊陽町に進出をいたします。これは、国家的プロジェクトであり、関連企業の誘致やインフラ整備等により、大きな経済効果が期待されております。

本市においても、このチャンスを逃すことなく、様々な分野における情報収集及び共有の効率化、また外部との窓口の可視化を図るため、全庁横断的な組織体制を整備し、今後の事業展開に生かすため、今月、市長を本部長とする推進本部を設置いたします。今後は、収集

した有益な情報を分析し、また精査することで、未来につながるまちづくりの実現を目指した事業を実施してまいります。

そのためには、議員の皆様のお力添えはもちろんのこと、引き続き市民の皆様の声を大切に、市政運営に邁進してまいりますので、どうか皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、専決処分の報告承認関係が2件、条例関係が6件、予算関係が17件、その他が5件の30議案及び報告が1件であります。

まず、議案第1号及び議案第2号は、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第1号、専決第1号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。補正額は5億3,693万6千円を増額するもので、補正後の総額は233億8,358万3千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、職員給の増額を行っております。

民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業及び同事業の人件費の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費について、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業ほか1件の追加を行っております。

議案第2号、専決第2号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について。補正額は3億1,647万6千円を増額するもので、補正後の総額は237億5万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、社会保障・税番号制度経費の増額を行っております。

民生費では、低所得者世帯給付金支給事業及び新型コロナウイルス感染症PCR検査事業（高齢者等分）の計上等を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症PCR検査事業の計上及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）等の増額を行っております。

農林水産業費では、船場川湛水防除事業（国の1次補正分）等の計上を行っております。

教育費では、学校等における感染症対策等支援事業（各小中学校分）の計上等を行っております。

そのほか、繰越明許費について、社会保障・税番号制度経費ほか23件の追加及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）ほか1件の変更を行っております。

地方債の補正については、船場川湛水防除事業（国の1次補正分）ほか2件の追加を行っております。

議案第3号、宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために必要な措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号、宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。これは、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号、宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市庁舎建設等基金の円滑な運用を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市消防団員の出勤報酬を新たに規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号、宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について。これは、総合的かつ計画的な市政運営を図るために策定する総合計画の重要性に鑑み、基本計画に関する事項についても審議会に諮るため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。これは、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上で、1件5,000平方メートル以上の土地の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号、宇土市道路線の変更について。これは、市道の路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。補正額は4億7,301万8千円を減額するもので、補正後の総額は232億2,704万1千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議会一般経費等の減額を行っております。

総務費では、減債基金経費等の増額及びふるさと宇土応援基金経費等の減額を行っております。

民生費では、国保会計繰出金経費等の減額を行っております。

衛生費では、浄化槽設置事業経費等の減額を行っております。

農林水産業費では、担い手育成支援経費等の減額及び漁村再生交付金事業等の増額を行っております。

商工費では、小規模企業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）等の減額を行っております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（修繕分）の減額等を行っております。

消防費では、防災基盤整備事業等の減額を行っております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課分）の減額等を行っております。

公債費では、公債費利子等の減額を行っております。

そのほか、繰越明許費について、新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）ほか10件の追加及び農業水路等長寿命化・防災減災事業ほか1件の変更を行っております。

債務負担行為については、休日の一時預かり事業に要する経費の追加を行っております。

地方債の補正については、低公害車導入事業ほか13件の限度額の変更を行っております。

議案第15号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は3,200万3千円を減額するもので、補正後の総額は45億231万5千円です。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び市町村事務処理標準システム導入支援委託料等の減額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、熊本縣市町村事務処理標準システム共同利用クラウド

事業に要する経費の廃止を行っております。

議案第16号、令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は1億1,773万7千円を増額するもので、補正後の総額は39億4,630万1千円です。これは、事業の実績見込みによる減額及び介護保険基金積立金等の増額を行っております。

議案第17号、令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について。財源の組替えを行うもので、補正後の総額は3,189万7千円です。これは、漁業集落排水施設整備事業債の増額及び一般会計繰入金の減額を行っております。

議案第18号、令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は27万5千円を減額するもので、補正後の総額は5億734万7千円です。これは、保険料収納見込みによる増額及び後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の確定等による減額を行っております。

議案第19号、令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は80万1千円を減額するもので、補正後の総額は52万1千円です。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第20号、令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出における補正額は1,160万円を減額するもので、補正後の総額は6億5,335万2千円です。これは、施設修繕料の増額及び基盤強化支援業務委託料の減額を行っております。

資本的支出における補正額は2,220万円を減額するもので、補正後の総額は2億6,288万9千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第21号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。資本的支出における補正額は5,550万円を減額するもので、補正後の総額は7億8,143万5千円です。これは、自家発電・消化槽等更新工事委託料（単独継足分）等の減額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、公共下水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について。令和4年度予算案の概要について申し上げます。

今回提案しております新年度予算は、任期満了に伴います市長選挙が4月に予定されておりますので、政策的経費を除いた骨格予算として、主に経常的な経費を計上しております。

その概要につきまして、若干、申し述べさせていただきます。

国が示します令和4年度の地方財政計画では、地方の一般財源総額を地方交付税の交付団体ベースで、前年度を200億円上回る62兆円を確保することとされました。

これは、景気回復等により、地方税等が3.9兆円程度増額すると見込まれたものでござ

いますが、本市におきましては、今なお続く新型コロナウイルス感染症等の影響により、法人税収の減少が見込まれると考えております。

さらに、熊本地震で借り入れた地方債の元金償還が始まることから、今後も大きな経費が必要となると同時に、社会保障費などの義務的経費は依然として増加傾向にあります。

そのような中ではありますが、第6次総合計画前期計画の最終年度として、地震からの復興から発展へつなげる「輝くふるさと宇土の未来図」を実現するため、総額190億1,000万円の一般会計予算案を調製いたしました。

なお、骨格予算ではありますが、早急に実施する必要がある事業や継続的な事業予算につきましては計上しておりますので、この点については、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、令和4年度一般会計予算案の概要について御説明申し上げます。

歳入歳出総額は190億1,000万円であります。前年度当初予算に比べマイナス2.4%、金額にして4億6,000万円の減額予算となっております。

歳入につきましては、市税は39億1,449万8千円で前年度比マイナス0.4%、金額にして1,558万3千円の減額としております。地方交付税は40億8,900万円で前年度比プラス5.8%、2億2,240万円の増額、国庫支出金は30億2,498万9千円で前年度比プラス4.9%、1億4,069万5千円の増額、県支出金は15億8,458万3千円で前年度比マイナス0.1%、127万9千円の減額としております。また、地方債は13億1,380万円で前年度比マイナス61.4%、20億8,670万円の減額となっております。

歳出は、義務的経費及び経常的経費については、市民生活等に支障を来すことがないように1年間を通した予算を計上しております。

また、投資的経費のうち、継続事業、市民生活等に影響が予想される経費等については、必要に応じ1年間を通した予算の一部又は全額を計上しております。

今回は、骨格予算ですので、目的別の総額と前年度比及び大きなポイントのみ説明させていただきます。各事業費につきましては、配布しております予算書をもって説明に代えさせていただきます。ことをごあらかじめ御了承いただきたいと思います。

まず、議会費は、1億7,813万円で前年度比プラス1.0%、173万5千円の増額となっております。これは、議員就任時経費の増額等によるものです。

総務費は、40億7,867万9千円で前年度比マイナス18.3%、9億1,363万6千円の減額となっております。これは、庁舎建設事業経費の減額等によるものです。

民生費は、72億6,510万2千円で前年度比プラス3.3%、2億2,937万7千円の増額となっております。これは、障害者福祉サービス事業経費、障害児施設給付サービス

事業経費、子ども・子育て支援整備事業の増額等によるものです。

衛生費は、10億3,908万7千円で前年度比プラス10.6%、9,980万7千円の増額となっております。これは、乳幼児学童定期予防接種事業の増額等によるものです。

農林水産業費は、8億7,283万9千円で前年度比マイナス12.2%、1億2,143万7千円の減額となっております。これは、網田地区地籍調査事業、宇土北部3期農道整備事業の減額等及び骨格予算のため、投資的経費が減額となっていることによるものです。

商工費は、2億7,037万2千円で前年度比プラス70.1%、1億1,146万2千円の増額となっております。これは、小規模経営支援累進給付金事業（新型コロナ対策分）、自然公園整備事業、干潟景勝地展望広場整備事業の増額等によるものです。

土木費は、7億1,200万1千円で前年度比マイナス42.7%、5億3,159万9千円の減額となっております。これは、被災宅地復旧支援事業（H28熊本地震復興基金）の減額等及び骨格予算のため、投資的経費が減額となっていることによるものです。

消防費は、6億7,326万1千円で前年度比プラス5.2%、3,341万3千円の増額となっております。これは、避難所強化事業の増額等によるものです。

教育費は、14億4,939万9千円で前年度比プラス7.5%、1億168万2千円の増額となっております。これは、学校ICT環境整備事業（新型コロナウイルス対策分）、網津地区市民グラウンドトイレ改修事業、市民会館施設改修事業の増額等によるものです。

災害復旧費は、3,672万9千円で前年度比プラス26.9%、777万6千円の増額となっております。これは、令和2年7月豪雨災害対策経費（史跡宇土城跡保存整備事業）の増額によるものです。

以上で、一般会計の説明を終わりますが、議案第23号から議案第30号までの令和4年度特別会計及び水道事業会計、公共下水道事業会計につきましては、配布しております予算書をもって説明に代えさせていただきます。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第1号、令和2年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度財政の健全化判断比率の確定値を、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

以上が、提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議いただき、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日16日、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、17日に開き、質疑並びに一般質問を行います。
本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前10時39分散会

第 2 号

2月17日 (木)

令和4年3月宇土市議会定例会会議録 第2号

2月17日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 檜崎政治議員

- 1 介護施設における感染症対策について
- 2 歯科保健対策について

2. 野口修一議員

- 1 景観と自然維持
- 2 産業支援
- 3 木材から見たSDGs
- 4 網津校区インフラ整備

3. 芥川幸子議員

- 1 デジタル分野での女性の就労支援について
- 2 マイナンバーカード交付申請等の手続き支援について
- 3 市民へのSDGsの周知・啓発の推進について
- 4 産後ケア事業の拡充について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長兼企画部長	杉本裕治君
市民環境部長	野口泰正君	健康福祉部長	岡田郁子さん
経済部長	小山郁郎君	建設部長	草野一人君
教育部長	山口裕一君	会計管理者	野田恵美さん
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	中山好美さん	市民保険課長	加藤敬一郎君
福祉課長	松下修也君	高齢者支援課長	柘植さや子さん
子育て支援課長	山口るみさん	健康づくり課長	西山祐一君
農林水産課長	湯野淳也君	商工観光課長	清塘啓史君
土木課長	渡邊 聡君	都市整備課長	岩下信一君
学校教育課長	池田和臣君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

10番，榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） 皆さん，おはようございます。宇土、みらいの榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして，一般質問をさせていただきます。

コロナ，オミクロン株の急激な拡大の中，貴重な時間をいただき感謝申し上げます。まず初めに，新型コロナウイルス感染症におけるクラスター発生時の対応と対策についてお尋ねいたします。県内の新型コロナウイルス感染者状況は，1月になって急拡大をし，陽性者が連日過去最高を更新してきております。各方面でのこの影響が心配される事態となっております。現在，熊本県内にはまん延防止等重点措置が適用され，飲食店の営業時間の短縮をはじめ，イベントや集客施設，学校，高齢者施設などでの感染対策の強化が推進されたわけでございます。そのような中で，先月27日には県内で2番目に高いレベル3，対策の強化に引き上げられ，まん防も3月6日まで延長となっております。宇土市におきましても多くの陽性者が出ており，各施設でもコロナ感染のクラスターが発生していると思うわけでございます。今回，オミクロン株は重症化しにくいと言われておりますが，高齢者施設での感染のクラスターは特に避けなければならない。介護施設での感染を食い止めるために，どのような対策を行っているのか。また，クラスター発生時にはどのような対応をとっているのか。同一敷地内の事業所間での対策，本市の介護施設には一つの建物の中に特老施設やデイサービス，ショートステイと，隣接している事業所が多くあるわけでございます。例えば，急に10日間ぐらいショートステイを利用しなければならなくなったときに，このショートステイは非常に人気のある施設でございます。長期で10日間1か所だけの利用は，多分困難であると思うわけでございます。本市では，市内に照古苑，花園地区に照古苑ひまわり，網田地区に西城園とあり，長期利用する場合は，満床で利用が困難な日もあれば，空いている施設の3か所を利用する場合もあるわけでございます。そのような中，施設等の連携についても伺いたいと思います。また，病院の入院状況が増えてきており，施設等で発症した場合，入院できない方が多くいるのではないかと，その対応・対策についても伺います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。御質問にお答えします。

各介護施設では、施設内での感染防止のために、日頃から利用者や職員の体調管理や手指消毒の励行、施設内の換気や消毒、外部からの面会制限など、徹底した対策が講じられています。また、市の主催で昨年1月、感染症に関する研修として、介護事業所の従事者を対象に、感染症専門医や実際に入院中の患者が感染し、対応された病院の担当者の講演などを実施しました。

クラスターが発生した場合も含め、施設内で感染者が発生した場合、これまでは入院治療が原則で、保健所がその調整をされておりましたが、感染者の急増に伴い病床使用率が逼迫し始めたこともあり、今後は、軽症の場合は医療機関に入院せず、施設内にとどまるケースも考えられることから、更なる感染予防措置を講じることが求められています。

このため、市からは、感染者、濃厚接触者を隔離する、感染者を担当する職員とその他の入所者を担当する職員を分け、動線が交わらないようにする、物品や器具などの消毒を行い、レッドゾーン（汚染区域）とグリーンゾーン（清潔区域）の境を明確にすることなど、速やかなゾーニングを行うよう日頃から周知しております。ほかにも、必要に応じて高齢者施設等への防護服等衛生用品の配布や、事業所や施設関係者を対象としたPCR検査実施や抗原検査キットの配布を行っております。

次に、感染者が発生した事業所を利用した方が、ほかの事業所を利用する場合には、担当のケアマネジャーが事業所間の連携を取り、利用前に抗原検査を行うなどの対策を講じ、感染拡大を防ぐようにされております。

さらに、2024年までに介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）を策定することが義務づけられておりますが、感染症が発生し、急拡大した場合でも必要なサービスの継続的な提供と早期の業務再開を図るために、あらかじめ計画を立てておくことが重要となりますので、できるだけ早急に策定するよう啓発しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。介護施設等における感染症対策、スタッフ各自、事業所のケアマネジャーと連携を図っていただきたいと思うわけでございます。実は私、多々仕事柄介護施設に出向くことが結構あるわけでございまして、たまたま行った施設がクラスターが発生してございまして、県内ですけど、正面から入ることができずに、多分正面の近くの一つのビルに、その施設があったと思いますけど、正面から入ると無理ということは、その正面にクラスターが発生したということで、裏に回って書類を提出したわけですけど、そのときに別の施設、多分ショートステイだったと思いますけど、防護服を着てスタッフが一生懸命利用者を介護しておりました。多分クラスターがあつて6日目ぐらいだ

ったと思うんですけど、やはりスタッフは疲労が顔に出ておりました。関係者の方々は大変ですけど、やはりクラスターを今後増やさないようなことを連携して行っていただければと思うわけでございます。

次の質問に移ります。次は、介護脱毛について伺います。この質問は、質問しようか悩んだわけですが、私の経験の中で感じたことを少しでも多くの方々に知っていただきたいと思い、この質問をさせていただきます。皆様は、V I Oのデリケートゾーンの介護脱毛というキーワードを聞いたことがありますでしょうか。私は、介護福祉士として介護の仕事を議員になってから始めたわけではありますが、早いもので11年が経ちました。その中で感じたことは、どこの事業所も限られたぎりぎりのスタッフで仕事を行っており、特に最近私自身が意識していることは、感染症対策、突発的な事故を起こさないための対策に力を注いでいるわけでございます。その中で、夜の夜勤スタッフにつきましては、例えば、50人ほどの施設では、大体約3名ぐらいで夜勤は対応いたします。15名以下であれば夜勤対応は1人で行っているのが現状であり、朝からの最初の仕事は起床介助でございます。清拭を15人ぐらいを1人で全部行わなくてはなりません。その中で、中には朝食まで作る施設も数多くあるわけでございます。その中ですばやく介護を行い、次の利用者のお世話をしなければなりません。その中で時間をかけるのが、実は清拭であります。すばやく清潔に、利用者に負担なく行うことが大切であります。おむつ、パット交換、排せつの処理に時間を注がれるわけです。日本におきましては、介護脱毛V I Oのデリケートゾーンの脱毛の話を、少し最近耳にするようになってまいりましたが、介護者の負担軽減や衛生面を考慮する手段として、介護脱毛があるわけではありますが、余り知られていないので周知をしていただきたいと思うわけでございますが、意見を聞かせていただきたいと思っております。健康福祉部長お伺いたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護脱毛についての明確な定義はありませんが、人生100年時代となった今、将来自分が病気や加齢により、自力での排泄コントロールができず、排尿、排便にオムツの使用や、トイレ使用に他人の介助が必要になった場合に、排泄後の陰部の清拭などが介護者の負担とならないように、あらかじめ40代から50代のうちに、人工的に陰部や肛門周囲の永久脱毛処理しておくもので、メディア等で取り上げられる機会が増えております。

脱毛処理をしておくことにより、介護者による排泄後の清拭や洗浄が容易になるため、介護の手間や時間が短縮でき、さらに陰部の清潔を保ちやすく、尿路感染症などの予防につながることを期待できます。しかし永久脱毛処置は、発毛する細胞を死滅させるために、期間としては数箇月から約1年、費用は約10万円程度が掛かります。また脱毛を行う美容皮膚

科などでは、施術の際に、痛みや肌トラブルもあり得ることから、メリット・デメリットの双方についての理解が必要と思われまますので、積極的な周知については今後の検討課題だと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。この排泄に関する介助時では、デリケートゾーンをきれいに拭き取ったつもりでも、陰毛や陰部に排せつ物が残りがちでございます。脱毛することで排泄のケアがしやすくなり、炎症や感染症の予防につながります。陰毛が多い状態でおむつを使うと、細菌が増殖しやすく悪臭が出やすくなるわけです。高齢で介護を必要とする状態の方は、免疫力が低下している場合が多く、またおむつでの菌の増殖が増え、より感染症のリスクは高くなります。そのためにトイレの排泄介助やおむつ交換時に、介護者はより丁寧に清拭をする必要がありますが、ゴシゴシ拭いて肌を傷つけてしまってはよくありません。介護脱毛をすることにより、介護の側が陰部の状態をはっきり確認できて、清潔を保ちやすくなる効果があると言われます。本当はですね、ありのままの自然にしておくことが一番だと私も思います。私も介護をしておりますけど、陰毛のある方とない方では時間の差が全然違ってきます。薄い方は3分ぐらいでできるんですけど、多い方は10分以上かかる場合もあるわけでございます。3人やったら30分かかって、時間がかかればかかるほど、利用者さんに負担が掛かってしまうというようなこともあるわけです。今後の課題ではないのかなと私は思っております。これは、在宅でも同じようなことが言えるんです。私も97歳の母を在宅で介護をしておりますが、昨年、デイサービスで自動ドアに挟まって転倒して、介護4になったので、ショートステイとデイサービスを利用してどうにか介護できているような状況ですけど、私も経験者ですので、私がほとんど対応させていただいておりますけど、朝からの対応はやはり大変でございます。私ですら大変ですので、やはり在宅で介護をしている方も結構時間がかかって、悪臭がしているとかそういう部分もあるのではないかと、少しでも緩和できる方法があるのではないかと私は思って、今回一般質問をさせていただきました。このデリケートゾーンは、当たり前になっている国も多いわけでありまます。最近ではスポーツ選手とか、スペインの女性は若いときはほとんどの方がVIO脱毛をしているという話を聞きます。まずは理解していただきたいと思うわけで質問させていただきました。私も近いうちに行うということを考えている一人でございます。

それでは、次の質問に移ります。歯科保健対策について伺います。

子どものむし歯の数は減少しているという話を聞いております。各自治体によって差が生じているようですが、本市の歯科保健対策の現状はどうなっているのか伺います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず，乳幼児期は乳歯むし歯が発生しやすい時期であり，年齢とともにむし歯が増加する傾向にあります。

そこで，健康づくり課では，保護者が早い段階で口腔ケアに関心を持ち，その必要性を知っていただくために，乳歯が生え始める時期である6か月児健診で，歯科衛生士による萌出に応じた歯磨き方法についての歯科指導を行います。その後，1歳6か月児健診，2歳児歯科健診，3歳児健診において，歯科医師による歯科診察と歯科衛生士による歯科指導及び希望者にはフッ素塗布を実施しています。

本市の令和元年度のむし歯有病者率は，1歳6か月児で熊本県平均1.76%に対して，本市は3.26%，3歳児で県平均18.91%に対して，本市は29.80%と，県の平均に比べ非常に高い状況です。この一因として，本市では，むし歯の原因になりやすい子どもの断乳（乳離れ）の時期や哺乳瓶の使用を止める時期が，県の調査結果より遅いことが判明しており，実情にあった保健指導を実施してまいりたいと思います。

また，毎年むし歯予防週間などの機会に，市内保育園・幼稚園を対象としたむし歯予防教室を開催しており，人形劇の一種であるパペットシアターや模型などを用いて，歯磨き習慣の確立と正しい磨き方，むし歯予防への意識づけを行っております。また，市内の13の保育園では，年中児・年長児を対象にフッ化物洗口を実施されており，むし歯予防に取り組まれているところです。

次に，市立小中学校における歯科保健の現状について，学校がこれまで行ってきた具体的な取組の例を申し上げますと，歯磨き習慣の家庭への啓発に加え，歯科衛生士等を各小中学校に派遣し，歯科保健教室を実施したり，フッ化物洗口を実施したりといった事例が挙げられます。また，全小中学校において，毎年，健康診断時に歯科検診を実施しております。歯科検診の結果については，例年，県により歯科保健状況調査が実施され，結果が公表されています。

当該調査における令和元年度の結果を見ますと，本市のむし歯有病者率（歯科検診を受けた人のうち，むし歯・治療済みの歯を持っている者の数）は，小学校6年生では30.42%，中学校3年生では45.55%となっています。この数値を10年前の平成21年度の結果と比較しますと，小学校6年生51.05%，中学校3年生62.35%に対し，それぞれ20.63%，16.80%減少しており，本市の中では改善傾向にあると言えます。

しかし，県内の状況と比較しますと，令和元年度県平均値の小学校6年生27.06%，中学校3年生43.73%に対し，本市はそれぞれ3.36%，1.82%上回っており，有病者率の割合については，いまだ県平均値より高い結果となっております。

以上の結果から、今後は、歯の健康維持のために、これまで以上の取組が必要ではないかと考えます。

現在、新型コロナウイルス感染症に伴う影響等により、一部取組が休止しておりますが、今後も状況を見ながら、徐々に再開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。保護者に対して早い段階で口腔ケアに関心を持たせることを継続して行っていただき、その必要性を知っていただき、子どもたちのむし歯保有率の割合が減少傾向にあるということでございます。これはすばらしい結果が出ており、家族ぐるみで口腔ケアの関心を持たせる、高めてもらうことが歯科保健対策にとっても大切なことであります。今後も継続して行っていただきたい、それと歯科医師と連携して、歯科保健に関する取組を続けていく必要がありますので、よろしく継続していただきたいと思っているわけでございます。

次の質問は、オーラルケアと8020運動についてお尋ねいたします。

近年、口内の環境が全身健康に与える影響が解明されてきております。中でも脳梗塞、糖尿病、心筋梗塞、認知症、高血圧、呼吸疾患など、多くの病気の原因の関連性があると研究結果が出てきているわけでございます。口内を健康な状態に保つことが見直されてきているわけでありますが、口内の健康を維持管理していくオーラルケアを通じて、どのような取組を行っているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

オーラルケアとは、むし歯や歯周病予防のために口の中を清潔に保つことを指し、8020運動とは、80歳のときに自分の歯20本を残そうという、1989年から始まった厚生労働省と日本歯科医師会が推進している活動です。むし歯や歯周病を含めた口腔内の健康は、全身の健康に影響を及ぼすことが知られており、歯周病は心疾患や脳梗塞、認知症、誤嚥性肺炎などを引き起こす原因にもなり、これらを防ぐため、本市においても様々な事業に取り組んでおります。

まず、国民健康保険の被保険者で70歳到達者に対し、高齢受給者証交付式を開催し、歯科衛生士による口腔機能の維持・向上についての講話と、健康な口と書いて健口（けんこう）と読みますが、健口体操を実施しております。現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により交付式を中止していますが、保険証を郵送する際に資料を同封し、啓発に努めております。

また、令和2年度は熊本県のモデル事業として、特定健診の集団健診会場で希望者に歯科

口腔健診を実施する予定としておりましたが、こちらコロナの影響で中止となりました。予定していた内容としては、口腔内検査と結果説明を併せて行い、異常があった場合には歯科医師又は歯科衛生士による保健指導を行い、治療が必要な方には受診勧奨を行います。糖尿病がある人等に対しては、個別に歯周病と糖尿病の関係についてのパンフレット等を渡して説明することとしておりましたので、また機会があれば実施したいと考えています。

次に、今年度から、熊本県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者を対象とした高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施事業を実施しています。その一環として高齢者向けの啓発用のチラシを作成し、通いの場や老人福祉センターでの配布、保健センターでの健康相談の際に資料として活用しております。

今後も多くの方に、口腔内の健康について理解を深めていただき、意識の醸成を図っていくため、関係部門と連携を取りながら、年齢層に合わせた効果的なアプローチを行い、無関心層の方の行動変容につながるようなチラシや資料を配布するなど、将来的に8020運動の達成につながっていくよう活動していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。多くの方々に、オーラルケアは口の中の清潔を保つだけでなく、口は全ての入り口であります。オーラルケアをしなければ食べ物や飲み物と一緒に汚れ・雑菌が全身に流れ込み、多くの病気のリスクが上がることを口腔内の健康について理解を深めていただき、意識の醸成を図っていただき、今後も関係課と連携を取りながら、年齢層に合わせた効果的なアプローチを確保していただきたいと思うわけでございます。

次の質問に移ります。熊本県後期高齢者医療歯科口腔健康診査についてお尋ねいたします。熊本県後期高齢者医療歯科口腔健康診査は、各自治体で大きく受診率に差があると聞いております。本市の実施状況について伺います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

後期高齢者医療の被保険者の方に対する歯科口腔健康診査事業は、熊本県後期高齢者医療広域連合が平成28年度から開始しており、本市でも委託を受けて実施しているところです。この事業は、高齢者の口腔機能低下による誤嚥性肺炎や生活習慣病等の重症化予防を目的とするものでございます。

本市の過去5年間の受診人数及び受診率についてですが、毎年の対象者数約5,500人に対し、平成28年度は17名で0.32%、平成29年度は8名で0.15%、平成30年度は17名で0.32%、令和元年度は5名で0.09%、令和2年度は1名で0.02%と

なっております。熊本県平均の受診率も大変低く、令和元年度が1.47%、令和2年度が1.45%と1%台となっておりますが、本市はそれに満たない状況です。

市としても受診率を向上させるため、新たな取組として、先ほど答弁しましたとおり、一体的実施事業における周知・啓発に加え、75歳年齢到達者で、新たに後期高齢者医療の被保険者になれる方への保険証発送の際に、全員に歯科健診の受診券を同封しました。また、8月の保険証更新の一斉送付時に、啓発のため歯科健診に関するチラシを同封したところ、電話での問い合わせ等により受診券発行数も増加し、令和3年11月末現在での今年度の受診者数は34名、受診率0.6%と僅かながら増加しています。

今後も、受診率向上と定期的な受診につながるような取組を、市内はもとより関係機関とも連携を取りながら、周知及び啓発を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。本市の受診率が少なく、現在、受診率を上げるための対策を行っているということでもあります。口腔健康診査があることを知らない方も多くいるのではないかと思うわけでございます。まずは、市民の皆様に周知していただき、受診率を上げる取組を継続して行っていただければと思います。この歯科健康対策は、ハイリスクアプローチではなく、保健事業の対象者と一部を限定せずに、集団全体に働き掛けを行い、全体としてのリスクを下げるためのポピュレーションアプローチを目指して行っていただければと思うわけでございます。

最後の質問でございます。小児のむし歯は減少し、80歳で20本以上の歯を残す8020の達成者は、少しずつですが増加傾向にあります。しかしながら、成人の約7割が歯周病に罹患し、進行した歯周病のある者の割合は改善しておりません。このことが他の病気の引き金となり、病気の発症を促しているのではないかと思うわけでございます。成人において、過去1年間の歯科健診を受けた者の割合は増加し、高齢化の進展に伴い、歯科診療を受診する高齢者は増加しています。その改善策としまして、大牟田市では、令和3年度国民健康保険歯周病審査を4月1日より実施しております。歯周病は、歯を失う原因の第一歩で、自覚症状がないまま徐々に進行していきます。大牟田市の国民健康保険に加入している40歳以上の方に、受診券を2万人、40歳から74歳までを把握し、歯周病の審査を行っております。特定健診時に歯科口腔健康診査を併せて実施することについて、市長の考えをお聞かせください。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市では、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象としました、特定健康診査を

集団健診と施設健診の方式で実施をしております。集団健診は、保健センター・網津防災センター・西部老人センターを会場としまして、各種がん検診も同時に実施をしております。施設健診は、市内の内科クリニックなど10の医療機関に委託をしているところです。

現在、本市の集団健診の委託機関では、歯科口腔健康診査を実施されておらず、仮に同会場で実施する場合は、市で別途、歯科医師等スタッフを手配する必要があるとございます。しかし健診の実施時期が一定期間に集中していること、また特定健診の項目が早朝空腹時の血液採取などが必要なため、時間帯が限られていることもありまして、実施については、宇土郡市歯科医師会の協力が欠かせないという状況でございます。

次に、施設健診の特定健診に追加する方法としましては、先ほど御説明を申し上げましたが、現在行っております、後期高齢者歯科口腔健康診査を市内の14医療機関に委託をして実施しておりますので、これが参考になろうかと思っております。ただ、こちらは利用者が非常に少ないというようなこともありまして、実態として多くの方が受診されている状況ではないということもございますが、そういった方法を探ってやろうと思えばできるのかなというところはあります。ただ、先ほども申し上げましたけれども、これは宇土郡市歯科医師会が窓口になろうかと思っておりますが、この医師会の全面的な協力がなければ実現できるものではございません。こういった部分も含めて、今後協議をさせていただきたいと思っております。

口腔や歯の健康は、乳幼児期から高齢者まで、全年齢の市民の健康に関わることでございます。人生100年時代となった今、8020の実現のためにも、他自治体の実施状況等も参考にまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。令和2年度の熊本県のモデル事業として、特定健診の集団健診会場で希望者に歯科口腔健診を実施する予定をしておったということで、コロナの影響で中止になったということもございます。是非ですね、コロナの収束後は再開していただきたいと思っております。是非県に行っていただきたいという要望をしていただければと思います。

この内容はすばらしい内容であります。口腔内検査と結果説明を行い、有病者には歯科医師又は歯科衛生士により保健指導を行い、治療が必要な方には受診をお願いするということでございます。特に糖尿病がある人は、歯周病とすごく因果関係がありますので、説明して周知を図るということもございます。是非ですね、コロナ収束後は再開していただくよう県に、要望していただきたいと思うわけでございます。元松市長、よろしく検討のほどお願いいたします。

最後になりました。私事ですけど、今回実は44回目の質問をさせていただきました。熊

本地震のときには質問する機会がありませんでしたが、44回目となりました。早いものでですね、あっという間でございます。今後も微力ながら、宇土市発展のために、また安心・安全なまちづくりを目指して、今後も、現場主義で汗をかかせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで約5分間ほど休憩をいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします

-----○-----

午前10時33分休憩

午前10時37分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、景観と自然維持、産業支援、木材から見たSDGsについてほか質問をさせていただきます。

最初のテーマの前に、景観と聞き、皆様はそれぞれにお気に入りの景観があると思います。2月5日の夕方、だるま夕陽と御輿来海岸を撮影に行きましたが、日没に海面近くに雲が出て、だるま夕陽は撮れませんでした。いつもの夕陽と干潟は撮れました。資料の写真です。2枚目の写真が、海の漁師じゃなくて山の猟師になっていました、失礼しました。もう1枚が、昨年秋、立岡自然公園の紅葉と池、背景の雁回山です。景観形成では、統一した町並みの再生の取組がありますが、宇土市でいうと、定府の竹垣の熊本県景観賞受賞があります。

そこで、もともとの景観とは何かの理解と景観形成の認識についてお聞きします。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、景観については、景観法や他の法令上、定義されていませんが、一般的には、人々の目に映る地形や地物の様という意味で使用されております。次に、景観形成については、地域の緑や水辺などの美しい自然環境や重要建造物などの豊かな文化・歴史的環境と、市民の生活環境の調和を図り、地域の特性を生かした優れた景観を創造し、また、保全していくものであると考えています。

本市においては、良好な景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るため、熊本県の景観条例により、景観の保全が行われています。

具体的には、高さ13メートルを超え、建築面積が1,000平方メートルを超える大規模建築物、大規模工作物の新築や改築などを行う行為や、国道3号、国道57号、県道14号の幹線道路沿線に、ガソリンスタンド、飲食店、物品販売などの特定施設の新築や改築などを行う行為については、周辺の環境と調和するように建物の意匠、色彩、材料の外観や道路等の公共用地との境界線から建物を後退させるなどの基準に沿った届出が義務づけられています。

また、看板や屋外広告物に関しましても、熊本県屋外広告物条例で広告物の面積や高さなどが規制されています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 説明のように、熊本県の景観条例は、高さや看板などを指定した景観づくりが目的だと思います。景観に配慮した看板規制は熊本県だけなので、周知してほしいです。

次の質問、自然保全と減災についてに移ります。みどりのダムと言われる森林の保水力が、球磨川豪雨でも議論されています。森林は、大きな河川だけでなく、中小河川の背後にもあります。森林の保護と水害の減災の関係はどうか、みどりのダムに関する国等の支援事業があれば報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

森林は、議員御説明のみどりのダムの機能、すなわち森林の水源涵養機能により、山地災害の防止、洪水の緩和などの役割を果たしております。これは、森林の土壌がスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出す働きによるものであり、森林の持つ多面的機能は、災害を防止する上でも非常に重要な役割を担っております。

このような森林の多面的機能が、将来にわたって持続的に発揮されるためには、人間の働き掛けによって、健全な森林を積極的に造成し、育成する森林整備が必要となります。

このため、本市におきましては、国や県の補助金等を活用して、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるために、様々な施策を継続的に実施しております。

主なものとしましては、間伐の実施や間伐材の利活用を図るために、森林組合などに対して、間伐材流通経費の一部を助成するくまもと間伐材利活用推進事業補助金や、経営管理が行われていない森林を本市が仲介役となり、森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行うことを目的とした森林経営管理制度があります。さらには、行政区等の活動組織が自律的に森林整備を行うことにより、今まで手入れができていなかった森林に快適な環境形成を発揮させる取組に対して助成する森林・山村多面的機能発揮対策交付金があり、

現在、上松山区や網田里山保全隊がこの交付金を活用し、森林保全に努められております。

また、本市や緑川森林組合などで構成する宇土市森林集約化協議会において、平成30年度から2か年かけて、網引地区の森林所有者に対し、所有森林の経営管理について意向調査を実施し、その調査結果を基に、緑川森林組合が網引地区を中心とした森林経営計画を策定しております。現在は、当該計画に沿って、緑川森林組合が間伐などの森林整備に取り組んでおります。

さらに、その他にも、国及び県による様々な治山事業が設けられており、森林の造成や保全を図るため、土砂流出防止を目的とした治山ダムなどの施設整備が実施されております。

今後も、引き続き災害に強い森林を整備していくとともに、地盤災害を引き起こす要因である荒廃状態の森林の適切な保全管理も同時に行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。国・県の支援事業に加え、国民一人一人が払っている森林税の有効活用で、中山間地、過疎地に支給が図られると思うので、調査・研究をお願いします。

次の質問に移ります。森里川海プロジェクト、山地から海岸まで協議会をつくり、地域課題を解決する環境省の事業です。熊本地震直前に、熊本市で開催された森里川海プロジェクトのセミナーに参加し、次の6月議会に質問しようとしているとき、4月に熊本地震が発生したので、震災支援活動に没頭しました。最近になりコロナ禍を見据えての動きの中で、再度、森里川海運動に取り組もうと思い、6年前の質問と重なりますが、事業の経過と内容、現在の状況を報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

森里川海プロジェクトは、私たちの生きる基盤である森・里・川・海のそれぞれのつながりを取り戻し、その恵みを持続可能な形で引き出し、未来の世代につなげていくことを目的に、平成26年12月から環境省内のプロジェクトチームで取組が開始されています。その後、勉強会、意見交換会、全国でのフォーラム等を実施され、その意見等を取りまとめた提言書を平成28年9月に作成されています。

その主な内容は、森里川海の現状と課題、それらを踏まえた目標や目標達成に向けた基本的な考え及び具体的な取組等が記載されており、特に、具体的な取組として、森林のメタボ解消、健全化プログラム、生態系を活用したしなやかな災害対応プログラムなど、8つの取組アイデア、また、これらを実行するための森里川海を支える人づくりが掲げられています。

現在の活動状況としては、国・地方自治体・NPO法人・企業・任意団体等が行う、森里

川海を保全・再生する取組や持続可能な活用を進める取組同士をつなぎ、個々の活動を全国的な取組として発信していくことを目指しています。プロジェクトに登録されると、プロジェクトのシンボルマークを使用できるほか、「つなげよう、支えよう森里川海」アクションホームページでの情報発信や先進的な取組事例として紹介されることになります。

現在、このプロジェクトに賛同している企業・団体は、全国で571に上っており、熊本県におきましては、15の企業・団体が賛同しております。また、環境省のホームページでは、全国の森里川海アクションの優良事例が紹介されており、熊本県では、公益財団法人阿蘇グリーンストックの「千年の草原を守る 持続可能な農畜産業」が紹介されております。この阿蘇グリーンストックは、阿蘇の草原環境の保全を目的とし、農畜産業の担い手を中心に、都市部の市民に牛のオーナーになってもらうあか牛オーナー制度を導入し、また、その関係団体では、阿蘇草原の野草を堆肥化して育てた野菜の地元販売のほか、熊本市内や関西・関東でのイベント販売も行っておられます。

今後の本市の取組につきましては、まずは、プログラムの内容を十分理解することが重要であると考えており、引き続き内容精査や情報収集に努めていきたいと考えています。また、本市におきましては、現在、プロジェクトに賛同されている企業・団体はありませんが、本市で自然資源を豊かに保ち、その恵みを生かすための活動に対して賛同される企業・団体を多く募るためにも、まず、市広報紙やホームページなどで森里川海プロジェクトの周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しくプロジェクトチームから説明いただき、ありがとうございます。関心があるのは、森林のメタボ解消、健全化プログラム、生態系を活用したしなやかな災害対応プログラムに加え、川・海の再生、保全活動ができることです。宇土市は網津川水系、網田川水系が地域として当てはまります。この取組で、宇土市の人口減少が進む地域を支援できると考えております。今後、調査・研究をお願いします。

次のテーマの産業支援に移ります。3年前の2月、北海道旭川市へ企業支援の研修に行きました。事業内容は、関東や札幌市での見本市の出店費用を助成する旭川独自のものでした。そこで、宇土市も様々な起業支援をしてきたと思いますが、どんなものがあるのか、企業誘致の状況も報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、本市における企業誘致の実績についてですが、本市には、宇土工業団地、花園工業団地、緑川工業団地の3か所の工業団地があります。そこには、製造業、建設業、自動車関

連企業、清掃業、配送業、販売業など様々な業種の企業を誘致し、一部未操業の区画はありますが、全ての工業団地において完売しています。現在、工業団地全体で24社の企業が操業しているところです。

また、JR宇土駅周辺には大型複合型商業施設やホームセンター、自動車販売業などの企業も誘致しているなど、本市には様々な企業が進出をしています。

次に、起業支援についてですが、本市では、令和元年度に平成28年熊本地震復興基金を活用して、市内で創業される方を支援するための宇土市創業支援事業補助金を創設しております。対象事業は、宇土市商工会経営指導員による経営や計画指導等を受け、事業継続の妥当性がある事業計画を有する事業としております。農林漁業や医療等、特定の業種を除いた幅広い業種を対象としており、補助額は、対象となる経費の3分の2以内で上限額を100万円までとし、創業時に活用できるものです。

これまでの申請数の実績として、令和元年度が4人、令和2年度が3人、今年度は1月末時点で5人となっており、申請件数は増加傾向にあります。また、補助金を受給された業種の内訳につきましては、飲食業、美容業、服飾小売りなど、幅広い業種で活用いただいております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。企業を起こす起業家がいないと企業はできません。これからの経済活性化に企業を起こす人材の育成が必要と考えております。それとベンチャー企業は、初めは利益が計算できないからベンチャーです。それを踏まえて創業支援をお願いします。

次の質問に移ります。1年前、長野県飯田市に産業支援の研修に行って以来、ものづくり産業を宇土市に根づかせたいと思ってきて、それに産業アドバイザーが必要と考えております。そこで産業アドバイザーとは何かについて、他市の活動状況を分かる範囲でいいので報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

御質問の産業アドバイザーにつきましては、事業に伴う商品開発、販路開拓、経営改善、流通や販売等に対する助言指導などの幅広い分野においてアドバイスができる人材のことでありと認識しております。

本市での産業アドバイザーの任用についての事例及び活動実績はございません。

なお、これまでの本市における産業支援の取組としましては、専門的な相談にも対応できるように、宇土市商工会と連携しながら、創業支援事業や中小事業者が借り入れた融資の利

子補給事業、企業と求職者のマッチング事業などを行ってきております。

今後、産業支援については、宇土市商工会と密に連携し、かつ国・県及び他団体の情報収集等にも努め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。これからネット社会になり、企業の拠点は大都市に設ける必要がなくなったと思います。企業の拠点に宇土市が選ばれるように、企業誘致の広報と企業間のカップリングや協業の出会いの場をつくる場づくりをやることは、コロナ禍での役割の一つと思うので検討ください。

次の質問に移ります。これまでの6次産業支援を聞きましたが、今後、6次産業化の取組は続けるのか。コロナ禍後の可能性についてどう見ているのか、考えをお聞きします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

令和3年9月議会における野口議員の一般質問で答弁いたしましたが、6次産業化とは、農林漁業者が主体となり、生産する1次産業と、生産物を加工する2次産業、加工品を販売・流通する3次産業を一体的に行う取組で、本市としましては、引き続き、6次産業化に取り組みたい農林漁業者に対して、補助事業の情報提供、6次産業化の支援機関である熊本6次産業化サポートセンターや、熊本県産業技術センター等への紹介等の支援を行ってまいります。

また、本市において把握できている6次産業化で商品化されたものの中には、ふるさと納税の返礼品として登録されているものもありますが、把握できていない商品についてもその把握に努め、未登録商品とともに、新たな販売ツールとして、農林漁業者に登録されるよう勧めていきたいと考えております。

さらに、その商品を「ウトブランド」として、東京都の銀座熊本館や千葉県の道の駅いちかわ等で行われるフェアへの出品をあっせんする等、販路拡大への支援を行ってまいります。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、現在、感染防止のため中止になっている様々なイベントが再開されるようになり、再開されたイベントなどに商品を出品することで多くの方の目に触れ、十分なPRが図られると考えます。また、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、すぐに以前のような生活スタイルに戻るのは難しく、これまでどおり不急不急の外出を控え、自宅で過ごすことも多くなると想定されるため、インターネット販売のための様々なECサイトへ登録することで、販路拡大につながることも考えられます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 今、コロナ禍後の話をされましたが、平時になれば企業の広報、売り込み活動はとても大事です。以前の地域産業活性化策「ウトブランド」づくりの活動も必要となってきます。実は、天草のアイスクリームメーカーから「野口さん、宇土の農産品でアイスクリームを作りませんか。」と打診をされています。御当地グルメのブームの中で、他地域と連携した宇土市のブランドづくりも考えていけると思います。御検討ください。

次のテーマは、木材から見たSDGsに移ります。コロナ禍になり、航空業界の低迷から海運へ資材輸送が移行し、運賃も上がり、海外からの木材が入りにくくなっています。国産材ニーズが高まり、スギ・ヒノキが高騰し、納入期間も長くなり、ウッドショックになっています。SDGsの考えが広がれば、公共施設や学校施設に木材を活用した用具や家具が求められていきます。そこで市として今後の取組についてお聞きします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

我が国の国土の3分の2を占める森林は、水を育む、気候変動を緩和するなどの多面的機能を持っており、この多面的機能の発揮が様々なSDGsに貢献しております。具体的には、SDGs15番目の目標の一つに「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、森林資源の利用や森林空間の利用など、森林から生み出される恵みを森林の整備・保全に還元させることで、持続可能な大きな循環をつくり出しています。

しかしながら、森林経営の現状としましては、林業従事者の高齢化や山地からの高い輸送コストなどの問題によって、厳しい経営環境が続いておりますので、SDGsの達成に向けては、林業・木材産業関係者に加え、様々な企業や個人が森林に関わり、また行政の立場からも各種の取組が活性化するよう後押しを行っていくことが重要となっております。

現在起きている木材価格の高騰はウッドショックと呼ばれ、建築用木材の供給が需要に追いつかないことに起因しており、今後は、国産木材による地産地消というメリットを最大限に生かして、ウッドショックという危機を国産木材の活用を活性化する好機に転換することが重要となっております。

そのためには、良質な国産木材の安定した供給が必要となることから、本市におきましては、SDGsの目標にもあります「持続可能な森林の経営」を達成するために、森林経営管理制度を活用した森林整備を進めております。令和元年度から、市内の森林所有者や管理者に対して、所有する森林の経営管理を自ら行うか、又は本市に委託するかなどの意向調査を実施しており、この意向調査結果を基に、来年度から現地調査などを実施する予定です。この制度により、適正な森林整備を進めてまいります。

なお、本市では、来年度から森林管理の専門的な知識と技能を有する森林専門員の任用を予定しておりますので、本市の木材利用の推進につきましても、森林専門員を中心として、具体的な取組を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。来年度から森林専門員が就任するのであれば、メタボ森林をスリムにし、木材価格を上げる取組や間伐を進め、保水力を高めるみどりのダム化はSDGsの15番目に合致します。さらに国産材の推進をお願いいたします。

次の質問に移ります。私は、緑川森林組合の活動グループ林研に参加し、九州各地の新しい取組や施設を視察する中で、五木村温泉施設では薪ボイラーでお湯を沸かしていました。

そこで、国の進める脱炭素化やSDGsの普及から、宇土市の温泉施設あじさいの湯に、地元の間伐材を活用するバイオマスエネルギーについての考えをお聞きます。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在あじさいの湯では、源泉から汲み上げた温泉水を、灯油を燃料としたボイラー2基を使って温めて利用しています。

令和2年度にあじさいの湯において使用した灯油の量は8万4,821リットルであり、燃料費としての支出額は約700万円となっております。今年度は、原油価格高騰の影響を受けまして、燃料費は昨年12月末現在で、既に600万円を超えており、さらに、現在はひと月に100万円以上を支出しているため、最終的には900万円を超えることが予想されます。このように、燃料費はあじさいの湯の経営を圧迫する一因となっております。

また、灯油を燃焼することで1リットル当たり約2.5キログラムの二酸化炭素を排出することとなり、SDGsへの積極的な取組や経営の安定を考えると、地元で産出する間伐材等を活用したバイオマスボイラーの導入は、非常に有効な手段であると考えられます。

ただ、現在稼働中のボイラーは、平成29年度と令和元年度に合計約1,000万円をかけて交換したものであり、市の財政状況や耐用年数を考えると、早急に交換することは難しいのが現状です。

以上のことから、まずは次回の機材更新に向け、他市町村の先進事例や国の補助制度等に関する情報の収集を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 現状の報告ありがとうございます。国の進める脱炭素化の社会づくりは、地方自治体も取り組むことが求められます。あじさいの湯は最近重油ボイラーを交換しているので、すぐには木材利用のボイラーには転換できませんが、森林税を活用したり、森里川海運動の支援事業で、薪ボイラーに必要なマッチ製造とかいろんなメニューが出てきますので、市施設の脱炭素化のために調査・研究をお願いします。

次のテーマに移ります。網津校区内で様々なインフラ整備が実施されています。今後気になる工事で、高規格道路の平原橋と南部農免道路の延伸の工事はどう重なるのか、それと高規格道路の割井川橋と県道58号バイパスの延伸工事はどう重なるのかについて、分かる範囲でいいので御報告ください。建設部長をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず初めに、高規格道路の（仮称）平原橋の建設工事と南部農免道路の延伸工事についてお答えします。

現在、国が事業主体となり整備に取り組まれています高規格道路の（仮称）平原橋についてですが、こちらは、平原区の集落をまたぐ全長185メートルの橋梁として計画されているものです。

国に工事期間等を確認しましたところ、工事用道路建設に伴う用地借地の状況や今後の予算配分など未確定要素が多く、工事の実施時期は未定とのことでした。

また、熊本県農政部が事業主体となり整備に取り組まれています椿原地区から網津町湯地区に抜ける南部農免道路についてですが、議員御承知のとおり、終点部の市道梅崎・平原線までタッチする約750メートルが未整備区間として残っている状況です。

県に工事時期等を確認しましたところ、令和6年度中の全面開通を目指して、現在、用地交渉中であり、用地買収が完了次第、工事を計画されております。なお、国の予算配分等もあることから、工事の実施時期は未定とのことでした。

次に、高規格道路の（仮称）割井川橋の建設工事と県道58号宇土不知火線バイパスの延伸工事についてお答えします。

まず、高規格道路の（仮称）割井川橋についてですが、こちらも国が事業主体となり整備に取り組まれており、県道58号宇土不知火線や網津川をまたぐ全長347メートルの橋梁として計画されているものです。

工事期間については、（仮称）平原橋と同じく、工事用道路建設に伴う用地借地の状況や今後の予算配分など未確定要素が多く、工事の実施時期は未定とのことでした。

また、熊本県土木部が事業主体となり整備に取り組まれています県道58号宇土不知火線バイパス工事については、議員御承知のとおり、これまで整備が完了しているあじさいの湯

付近から網引町入り口付近までの延長約960メートルについて、現在の県道58号の東側にバイパス道路として計画されているものです。

県に工事時期等を確認したところ、現在、地元との意見調整を行っているところであり、その後、用地買収を経て工事の実施となりますが、工事の実施時期は未定とのことでした。

このように、いずれの工事につきましても、具体的な工事の時期が定まっておらず、このため、(仮称)平原橋と南部農免道路の工事、(仮称)割井川橋と県道58号宇土不知火線バイパス工事、どちらの重複期間についても現時点では、はっきりしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長(中口俊宏君) 野口修一君。

○11番(野口修一君) 詳しく報告ありがとうございます。なぜ質問したかという、最近工事続きで生活にも支障が出ていて、さらに工事が行われると大変との声があり、いつ工事が始まるというよりは、工事がどう重なるのかということが必要と思いました。そしてその質問を考える中で、一つ疑問に思ったことをさらにお聞きします。高規格道路で馬門橋近くに仮設道路が造られていますが、この仮設道を将来、現在の県道58号と新しいバイパスをつなぐ道路に利用すると聞きました。地域の思いとしては、現在の馬門橋からまっすぐ接続したらよいと思いますが、なぜそうなるのか、意図は何かについて報告ください。建設部長お願いします。

○議長(中口俊宏君) 建設部長、草野一人君。

○建設部長(草野一人君) 御質問にお答えします。

熊本県が現在進めている県道58号宇土不知火線バイパスの整備計画では、現在の県道58号と新たな県道58号バイパスを連絡する道路は、割井川区の既存の道路を機能補償として整備する1か所のみとなっています。

このような中、高規格道路の仮設道、ここでは工事用道路とさせていただきますが、この工事用道路が馬門区に建設されることになり、近隣の方々の利便性向上のため、将来、この工事用道路を有効活用し、現在の県道58号と県道58号バイパスを結ぶ道路として、利用できないか検討しているものです。

議員の御提案では、地域の利便性向上のため、馬門橋からまっすぐ県道58号バイパスに結ぶ道路を建設するほうが良いのではないかとのことですが、その場合、新たに一から道路を整備することになり、用地取得費が工事用道路を利用した場合も必要となりますが、家屋補償費や工事費など新たに多くの費用が必要となります。

このことから、国や県と協議が整い、また土地所有者の御協力が得られれば、高規格道路の工事用道路を活用することで、安価で効果的な道路整備ができると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。建設の常道というか、道路建設とはそうなんだと理解します。しかし、交差点がずれて2か所となるんですけれども、そのときの車が通行するときに危険性を考えると、まっすぐつないだがいいんじゃないかなという感想を持っています。

そこで、さらに疑問というか、道路は何のために造るのかについてお聞きします。以前、マイナンバーカードを活用するコンビニ交付の質問で、市長は「今はとても高額だが、将来のデジタル化のためにやる。」と話されました。そこで確認ですが、道路整備の目的は何か。将来の利便性と費用対効果について基本的な考えを確認します。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

道路整備には、道路の拡幅を行い、幅が狭い道路やカーブがきつい道路を通行しやすくする、歩道の整備を行い、歩行者が安全に歩けるようする、新しい道路の整備を行い、渋滞緩和や道路網を構築するなど様々な目的があります。

また、道路整備を計画する上では、利便性や必要性、緊急性、安全性、経済性などを考慮し、計画を立てるようにしています。

しかし、費用対効果については、市が行う道路整備は、生活道路が多く、規模が小さいため、道路整備費用に対する効果を求めるのは難しいと考えています。

利便性については、整備費用をかければ、より利便性の高い道路ができると思いますが、道路整備に対する市全域からの要望も多く、市の道路整備の進捗に影響が生じることも考えられます。

そのため、道路整備においては、最小の費用で最大の効果を挙げられるよう、利便性と費用のバランスをとった整備が必要であると考えています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） まだ少し時間があるようなので、今回の質問の景観と自然維持についての意見というか要望についてお話しします。1月29日と2月12日、フットパスコースづくりのために宇土半島を歩いて回りました。1月29日は網津防災センターが半島の峠を越え、松合、松橋、轟、緑川、名所旧跡を見て回り、網津防災センターまで。2月12日は網津防災センターから住吉自然公園、長部田海床路、御輿来海岸、宇土マリーナから三角西港、三角駅まで歩き、三角線で帰りました。2日間の調査で一つ気づいた歌碑があります。資料の2です。写真ですけれども、三角町大田尾の黒岩地区の国道沿いに、明治9年から1

5年間、熊本県令を務めた富岡敬明の漢詩の歌碑です。歌碑は、明治17年から19年、現在の国道57号線となる道路建設で、赤瀬と黒岩間の海が迫る黒崎断崖の難工事について詠まれていて、黒崎地区に道路が初めてできた喜びを伝えるものでした。黒岩地区は小さな集落で今は空き家が目立っています。歌碑建立は県令の詩を通じて、地域の歴史を後世に伝えたかったのではと思います。宇土市西部の集落も空き家が増えています。海岸地区もですが、里山や棚田は人がいるから維持できる景観です。そして各地には、誇れる歴史や文化があります。住み続けられる支援で地域の景観を保ち、歴史・文化も伝承する環境省の森里川海プロジェクトは、網津・網田地域の自然景観の維持と地域活動の支援が目的の仕掛けです。それと違って人が集積する市街地は、交通の便利さを追求しすぎて、町並みが特徴のないまちとなり、震災でさらに進んだように思います。説明が長くなりますが、私が関わった町並み再生は、旧矢部町の新町通りの酒蔵再生が始まりで、次が、旧蘇陽町の馬見原商店街の町並み修景事業でした。参考にしたのは、伏見の酒造会社周辺と阿蘇の門前町商店街です。コロナ禍以前ですが、皆さん門前町商店街はいつもにぎわっているように思われますが、町並み整備前は週末は店が閉まり、通りを歩いているのは猫ぐらいだったと以前の話を知りました。変えたのは、危機感から取り組んだ車に不都合な町並みづくりでした。現在の門前町商店街は、桜並木と湧水の印象をお持ちだと思います。始まりは、桜1本の植樹からでした。コロナ禍前ですが、門前町商店街でコロケを年間2万個売る店があります。もちろん店舗販売だけの数ではありませんが、桜並木で木蔭をつくり、ベンチを並べなければコロケ2万個は達成されませんでした。馬見原商店街に、馬肉のコロケを年間1万個を売る肉屋があります。ここの店だけの販売ではなく、催しやイベントに熱心に出かけられていますが、町並み修景で来訪する数は少ないですが、観光客が買いに来られることは間違いありません。別に、阿蘇の門前町商店街の真似をする必要はありません。しかし、倉敷駅地区や門司港周辺、横浜赤レンガ倉庫周辺は、長い時間をかけ、いろんな取組で今があります。やはり仕掛けが必要だと思います。昨年の学びの中で、仕掛学なる分野があることを知りました。ただ便利さだけを追い求めるまちづくりではなく、長期のビジョンを持って景観を新たにつくる、創造していく、仕掛けるまちづくりのために、景観と自然維持、木材から見たSDGsを今回テーマに取り上げました。1月29日、2月12日、半島回りで気づくのは、道々に捨てられているごみの多さです。食べた弁当のプラスチックごみもたくさんありました。特にたばこの吸い殻、中にはたばこの箱も捨てられ、ペットボトルは数えきれないほど全ての道にありました。幕末、最初に来たアメリカ領事の1人が、ごみ一つなかった江戸のまちを振り返り、「日本に、我々の文化を持ってきてよかったろうか」と反省する言葉が日記にあるそうです。熊本市は吸い殻のポイ捨ては罰金ですが、シンガポールのマーライオン周辺では、全てのごみのポイ捨てが罰金です。ニューヨークの地下鉄の犯罪をなくすため、地下鉄構内は落書き

消しと清掃作業を徹底し、犯罪を3分の1に減らしました。それをニューヨーク市の全域に広げたのがジュリアーニ市長です。地下鉄の清掃と落書き消しに加え、繁華街や街路のごみ拾いでニューヨーク市の犯罪を減らし、観光を活性化させました。

今年は、春に市長選挙があります。4期目を目指される元松市長に、これから30年先、50年先の宇土市を見据えた景観のまちづくりという仕掛けを加えていただけるよう要望して、私の一般質問を終わります。執行部の丁寧な答弁に感謝します。

最後に、以前のように時間制限を気にせず、質問のみが1時間に戻るように、コロナ感染の早い収束を願っています。御清聴ありがとうございました。終わります。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時25分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時21分休憩

午前11時24分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 皆様お疲れ様でございます。公明党の芥川でございます。今回は、女性デジタル人材育成の推進など4点につきまして質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初の質問でございますが、デジタル分野での女性の就労支援について質問をさせていただきます。働きたい女性が、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法があります。就業を希望しながらも、出産や育児などの事情が重なって、就業できない女性が多いことを背景に作られた法律でございます。これに伴い、全国の自治体の中には、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、誰もが働きやすい職場環境づくりや女性のキャリアアップに向けた支援など、女性活躍推進のための事業を実施しているところがございます。今、コロナの影響で非正規などで働く女性を中心に、減収や失業などで困窮する人が増えております。一方、デジタル分野の仕事は、感染症の影響を受けにくく、今後社会のデジタル化でその分野の人手不足が続き、労働力を求めるニーズが高まると言われております。経済産業省は2030年に、情報システム分野などで働くIT人材が、最大で約79万人不足すると試算しております。また、育児や介護をしながら、テレワークで取り組めるようにする企業も出てきております。

この機会を生かし、希望する女性がデジタルのスキルを習得し、仕事ができるよう本市でも何らかの支援をする必要があるのではないかと考えます。長野県塩尻市では、2010年から市と市振興公社がテレワークによるひとり親向けの就労支援に取り組んでおります。2012年以降は、子育て中の女性や介護者、障がい者など、時間的に制約がある人にも順次広げております。ITスキルの習得や資格の取得に向けた講座などを実施し、好きな時間に好きなだけ安心して働ける場を提供しています。

昨年末、閣議決定をされたデジタル社会の実現に向けた重点計画に、女性デジタル人材育成の推進という項目が新たに追加をされました。また2022年度予算案には、女性のデジタルスキル向上や就労の支援に、地方自治体が活用できる地域女性活躍推進交付金も計上されているところです。

そこで、本市でも国の地域女性活躍推進交付金を活用して、女性のスキルアップや就労につながるような支援ができないか考えていただきたいと思いますが、企画部長に本市の見解をお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、杉本裕治君。

○企画部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の地域女性活躍推進交付金につきましては、都道府県及び市町村が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的としております。また、市がこの交付金を活用する場合には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法の規定に基づく市の推進計画の策定が要件となっております。本市におきましては、平成31年3月に策定しました第3次宇土市男女共同参画推進計画の中に、この推進計画を包含する形となっております。計画の中では、就業や雇用分野における課題として、雇用等における男女の均等な機会と確保を挙げているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、就業から生活面について様々な形で深刻な影響が表れている一方で、テレワークをはじめとする在宅ワークが広まりつつあります。特に子育てや介護等により、フルタイムで働くことが難しい女性にとっても、多様な働き方が選択できるような環境が整いつつあると認識しております。

さらには、昨年9月にデジタル庁が発足し、これから社会のデジタル化が推進される中で、この分野での女性の人的需要も高まることが期待されております。

このようなことから、本市としましては、今後、国の地域女性活躍推進交付金を活用するなどして、様々なライフステージで必要とする知識等を得られるようセミナーの開催や、デジタル分野のスキル向上への支援を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。女性がデジタル分野で就労しやすい環境づくりに力を入れていただきますよう、積極的な御検討をよろしくお願いいたします。

次に、マイナンバーカード交付申請等の手続きの支援につきましてお伺いをいたします。マイナンバーカードの交付枚数は、全国では今年1月1日時点で5,187万枚を超え、全人口の41%に達しております。マイナンバーカードの普及に国や自治体が知恵を絞る中、全国の市、区での交付率第1位は、宮崎県都城市で75.1%です。都城市では、マイナンバーカードは、市民サービスの向上及び行政効率化に資するデジタル時代のインフラとの信念で、カード普及に注視してきたということでございました。企業や地域単位で5人以上の希望者がいる場合は、職員が職場や公民館などに出向いて、申請手続きを実施したり、銀行や商業施設、病院のほか、国のモデル事業としてハローワークや運転免許センターでも出張申請を行ってきたそうであります。さらには、昨年8月からは、カード取得を希望する市民の自宅などに出向いて、申請に対応する専用車両2台を導入し、更なる交付率アップに力を入れてきたそうでございます。こうした専用車両の導入効果について、担当者の方は「こうした取組でも、サポートの手が届かず申請を諦めていた単身の高齢者など、体の不自由な市民を置き去りにしない確かな支援策になっている。」と手ごたえを語っておられました。本市でも、マイナンバーカード交付申請においては、様々な支援策を講じられていると思いますが、さらに交付率がアップするように、希望する市民の方や申請を諦めていた方などに、申請手続きのサポートを丁寧にしていただきたいと思います。

そこで、本市のマイナンバーカードの交付率は何パーセントか。また、マイナンバーカードの取得促進について、どのような取組を実施されているのか、今後の取組も併せて市民環境部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず初めに、本市のマイナンバーカードの交付率ですが、令和4年1月1日現在で、全体では37.6%、男女別でもそれぞれ37%台となっております。年齢別につきましては、10歳未満が27.6%、10代が32.0%、20代が39.4%、30代が37.3%、40代が38.5%、50代が41.2%、60歳代が44.0%、70歳代が42.9%、80歳以上が28.1%となっております。ちなみに、全国の平均は41%、熊本県の平均は39.9%となっております。

次に、マイナンバーカードの取得促進の取組についてですが、市民係及び各支所の窓口において、マイナンバーカード用写真の無料撮影サービスや申請者の手続き支援を実施してお

ります。なお、市民係窓口においては、写真の撮影から申請受付まで10分程度で完了する専用タブレット端末を導入し、申請時間の短縮を図っております。

また、窓口申請者のうち、本人確認書類、通知カード等を持参され、電子証明書の暗証番号を届け出た方には、本人のみ受け取ることができる本人限定受取郵便で、マイナンバーカードを自宅にお届けする方法も御案内しており、本年度は、1月末現在で361名の御利用がっております。

さらに、お仕事等で開庁時間に来庁できない方向けに、予約制でマイナンバーカードの申請受付や交付等を行う休日窓口を毎月第2日曜日に、時間外窓口を毎月第2火曜日に開設しております。窓口が混雑する3月には、休日窓口を第2日曜日と、第4日曜日に開設し、対応することとしております。

加えて、今年度からは、市内事業所に出張し、マイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請受付を実施しております。現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を控えておりますが、今後は状況を見て、御要望があれば地区公民館等へ職員が出向き、申請受付を実施することも検討してまいります。また、どうしても窓口にお越しいただけない方や御自身で申請できない方につきましては、個別に御相談いただければ、可能な範囲で、ケースごとに対応してまいります。

今後も引き続き、マイナンバーカードの取得促進に向け、市民に対し広報紙・ホームページ・窓口にて周知を徹底し、ニーズに応じた様々な受付体制を整備し、きめ細やかな対応に努め、申請手続きの支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

次に、マイナポイントの手続きの支援につきまして質問させていただきます。マイナポイント事業は昨年も実施されましたが、今回の第2弾は先ほども答弁がありましたように、全国で交付率が4割という状況にあるマイナンバーカードの普及促進と、コロナ禍で落ち込んだ消費の喚起が目的で、国が今年から始めております。しかし、マイナンバーカードを既に取得されている方で、申し込み方法が分からず第1弾のマイナポイントをまだ申し込みをされていない方や、今後予定をされている健康保険証としての利用登録や、交付金受取口座の登録の申し込みを考えている方の不安そうなお声も聞かせていただいております。そういったマイナンバーカードを読み取れるスマホがないとか、申し込みの操作方法が分からないといった市民の皆様の声に対して、またマイナンバーカードを新しく申請される方々をサポートする意味でも、マイナンバーカードの交付申請及びマイナポイントの申し込みなどの支援

をしていただきたいと思います。是非市民の皆様に分かりやすいように、マイナンバーカードに関する支援窓口などを特別に設置をしていただいて、困っている市民の皆様が、気軽に相談できるようにしていただきたいと思います。市民環境部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、マイナポイント事業とは、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントの手続きをされた方が、キャッシュレス決済サービスでチャージ又はお買い物をした際に、マイナポイントを当該決済サービスのポイントとして取得できるものです。

また、マイナポイント第2弾とは、マイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ最大5千円相当のポイント付与を受けていない方や、新たにマイナンバーカードを令和4年9月末までに申請した方に、上限5千円相当までポイントを付与するキャンペーンです。このほか、令和4年6月頃からは、健康保険証としての利用手続きを行った方や、公金受取口座の登録を行った方に、それぞれ7,500円相当のポイントを付与することが予定されています。

マイナポイントは、御自身のスマートフォンやパソコンから手続きすることができますが、マイナポイント手続きスポットとして登録された郵便局やコンビニ等でもお手続きが可能となっております。

市役所窓口においては、マイナンバーカードを受け取られた際に、マイナポイント事業を説明し、手続きを希望される方には専用端末で支援を行っております。今後も、御自身でマイナポイントを設定できない方のために、手続きの支援を継続してまいりますので、お気軽に御相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） どうかよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。SDGs、持続可能な開発目標は、2015年に国連で採決された国際目標であります。2030年の達成を目指し、貧困や飢餓の撲滅、ジェンダー平等、気候変動の対策など17の目標と169のターゲットから構成をされ、地球上の誰一人として取り残さないことをスローガンに、開発途上国のみならず、先進国についても目標達成に取り組むこととされています。本市におきましても、SDGsの視点を取り入れた地方創生の推進として、SDGsの理念を踏まえ、各施策がSDGsの様々な目標に結びついていることを、17の目標アイコンを使って視覚的に分かりやすく示し、全体として全ての目標につながっていることを確認できるようにしております。

本市でのこのSDGsの達成に向けた取組をより一層推進するために、市役所の各部署の案内表示板に、SDGsの17の目標を明記はどうかと思います。各課の業務とSDGsと

の関係性を見える化することにより、市民の皆様に対してSDGsの周知・啓発を図ることができると思います。また、市職員においては、意識して仕事に取り組むことが重要だと考えます。企画部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，杉本裕治君。

○企画部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

本市では、令和2年度を始期とする第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各施策が結びつくSDGsの目標を、17の目標アイコンを使用して視覚的に表示することで、各施策がSDGsの様々な目標に結びついていることを分かりやすく表現しております。

各施策を実施していく中で、各担当部署の業務とSDGsとの関連性を見える化することは、市民への啓発や周知のみならず、市職員の意識向上にもつながるものと思われま

す。SDGsの目標達成に向けて市全体として取り組んでいることが一般に分かりやすいように、新庁舎におきましては、各部署の案内表示に、当該部署の業務と関連があるSDGsのゴールを17の目標アイコンで掲示するなど、庁舎内の整備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

最後の質問、産後ケア事業の拡充につきましてお伺いをいたします。現在、本市の産後ケア事業では、訪問ケア、デイケア、ショートステイ等の実施をいただいております。今回は、訪問型産後ケアをさらに充実させていただきたいという観点から、質問をさせていただきたいと思います。昨年、産後ケアの重要性について、公明党県本部女性議員は、一般財団法人ドゥーラ協会の理事の方から、研修を受ける機会がありました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、産後の母親を取り巻く環境は激変をしております。感染を避けるため出産の立会いやお見舞いが難しくなっており、退院をしても帰省できず、親からサポートを受けられないケースが多くなっております。産後の母親は孤独を感じながら、睡眠不足や疲れ、自分の体や育児への不安、思うように家事のできない生活など、一人ではどうすることもできない状況になることもあります。そしてそれは、産後うつや虐待などにつながる可能性もあります。こうした中、家事や育児相談を通じて母親を支え、寄り添う存在として注目されているのが、産後ドゥーラでございます。ドゥーラとは、ギリシャ語でほかの女性に寄り添い支援する経験豊かな女性を指します。産後の母親を丸ごとサポートするのが産後ドゥーラでございます。産後ドゥーラは産後間もない母親をケアする訪問型の専門職であります。その役割は、育児も家事も丸ごと支援することで虐待や産後うつの芽を摘み、子育てを軌道に

乗せていく伴走者でもあります。近年では、親に産後の手助けを求めても、祖父母などの介護や仕事が忙しく支援しづらいケースが増えております。出産直後の母親は、心身共にケアが必要で、特有のニーズに応えるために産後ドゥーラのこの仕組みが始まったそうです。ドゥーラの資格を取るには、協会が主催する妊産婦の心身の変化を学ぶ講義や調理、救急救命、乳幼児の保育に関する実習など、75時間の講座を受け、筆記試験や面談を受ける必要があるということでございます。全国では、首都圏を中心に活動をされています。県下にも数人活動をされていらっしゃる方がいます。ドゥーラの利用には、1時間当たり2,500円から3千円ほど掛かりますので、需要の高まりとともに利用料を助成する自治体が増えてきているところでございます。

本市には、今のところ残念ながら産後ドゥーラはいらっしゃいませんが、近い将来、産後ドゥーラが誕生したり、利用したい方がおられるときは、訪問型産後ケア事業として拡充をしていただきたいと思います。健康福祉部長に本市の見解をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

昨年4月から本市で開始した産後ケア事業は、主に産後4か月までの母親を対象として、助産師が訪問してケアを行う訪問ケアと、医療機関でケアを行うデイケア、ショートステイがあります。支援内容としては、母体管理及び生活面の指導、乳房管理、授乳・沐浴等の育児指導等があり、厚生労働省のガイドラインに沿って、医療専門職である助産師が担当しています。

このほか、母親の産前産後における支援策として家事や育児を支援する目的では、産後ママサポート事業や養育支援訪問事業等を実施しています。

まず、産後ママサポート事業は、産後3か月以内の母親で、日中、家族等の援助がなく、家事や育児を行うことが困難な方、又は、多胎児を出産して1年以内にある方を対象とし、母親の家事や育児の精神的・身体的負担を軽減する目的で、食事の準備や掃除、生活必需品の買い物を行う家事サービスや、授乳やおむつ交換、沐浴などを行う育児サービスを提供する産後支援ヘルパーを派遣する事業となります。

次に、養育支援訪問事業は、保護者の身体・精神上の障がい、負傷、疾病により児童が良好な環境で生活することができない家庭、子育てに対して不安や社会的孤立感を有している家庭等に対し、妊娠期からの継続的な出産や育児に関する支援や出産後、約1年程度の養育者に対する育児不安の解消、養育技術の提供等の支援のために保健師や助産師、看護師等の専門的相談支援、又は、家事・育児のためのヘルパーを派遣する事業となります。

議員御質問の産後ドゥーラについては、一般社団法人ドゥーラ協会が主催する75時間の

研修を経て、妊娠・出産・子育てを支えるための知識を習得した民間資格であり、産前産後の母親に寄り添い、支える存在として一部の自治体では既に活動されております。この研修はオンラインで受けられるものもありますが、実習等が行われる会場は東京都内のため、現時点で本市では、産後ドゥーラとして活動できる人材がいないのが事実です。

そのため、本市の産後ケア事業の担い手とするかについては、他自治体の実績や国のガイドラインや通知などを注視し、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。本市に住めば子どもを安心して産むことができる、そして子ども医療費の無償化なども早期に整備をしていただき、子育て世代が、宇土市に移り住んでいただけるような環境をつくっていただくことを願っております。

これで、今回の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日18日、午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午前11時52分散会

第 3 号

2月18日 (金)

令和4年3月宇土市議会定例会会議録 第3号

2月18日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルスオミクロン株の感染防止対策について
- 2 被災したコミュニティ施設復旧支援事業の利用状況について
- 3 小中学校における新聞の配備について
- 4 保育所，学童保育の利用状況と職員の処遇改善について

2. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルスについて
- 2 空き家対策について

3. 宮原雄一議員

- 1 農・漁業者向けの支援について
- 2 機能別消防団員について

日程第2 常任委員会に付託（議案第1号から議案第30号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん
15番 山村 保夫 君	16番 杉本 信一 君
17番 村田 宣雄 君	18番 福田 慧一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長兼企画部長	杉本裕治君
市民環境部長	野口泰正君	健康福祉部長	岡田郁子さん
経済部長	小山郁郎君	建設部長	草野一人君
教育部長	山口裕一君	会計管理者	野田恵美さん
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	中山好美さん	子育て支援課長	山口るみさん
健康づくり課長	西山祐一君	農林水産課長	湯野淳也君
都市整備課長	岩下信一君	学校教育課長	池田和臣君
文化課長	淵上真行君	文化係長	藤本貴仁君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。今回は4点について質問しますので，よろしくお願いいたします。

まず，新型コロナウイルスの変異株でありますオミクロン株の感染防止対策について質問いたします。感染力が非常に強いオミクロン株による感染者が急拡大し，宇土市でも昨年10月以降は，感染者が出ない日が続いておりましたが，今年の1月6日に感染者が出て，1月だけでも265人が発症し，2月ではさらに増え，2月15日までの15日間で364人が発症，医療や学校，保育所，福祉施設など市民生活に深刻な影響が出ております。市民の生活や命を守る社会機能を低下させないためには，迅速な3回目のワクチン接種とPCR検査など，積極的に進める必要があります。

そこで，3回目のワクチン接種の現状と今後の見通しについて，健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

3回目ワクチン接種については，昨年12月から医療従事者，次に高齢者施設の入居者・従事者，今からは一般の高齢者を対象に順次進めております。

当初，国の方針では，2回目接種からの間隔を医療従事者は6か月後，65歳以上の高齢者は7か月後，64歳以下の人は，8か月以上経過後に接種をすることになっており，本市もその計画で医師会や関係機関との調整，接種券の郵送時期検討などの準備を進めておりました。しかし，オミクロン株による感染者の爆発的な増加に伴い，国から接種の前倒しの方針が出され，65歳以上の高齢者は来月以降は6か月经過で接種可能となりました。また64歳以下の人についてはワクチンの量や接種体制に余力がある場合，初回接種から7か月以上経過した者に次いで，初回接種から6か月以上経過した者にも，できるだけ早く接種を勧めることが示されております。

これを受けて，本市としましても，当初の計画を変更し，多くの方がなるべく早く接種を受けられるよう，接種日程を増やす，実施時間帯を拡大する，接種券の送付を早めるなど，

実施体制を見直しております。まず65歳以上の高齢者の方には、御本人の予約や時間変更の手続きを省くため、市から接種の日時を指定した接種券を郵送しております。国からのワクチン配分量の関係で、集団接種ではモデルナ社製ワクチン、個別医療機関では1か所を除きファイザー社製ワクチンを使用しますので、ファイザー社製ワクチンを希望される方は、かかりつけ医等での個別接種への変更が可能としております。集団接種会場の宇土シティモールでは、平日には約300人、日曜日には約500人の接種ができ、多くの方に受けていただける体制となっております。また、網津防災センター、西部老人福祉センターの集団接種会場で接種を受ける網津地区、網田地区の方向けに、自宅からの乗合型送迎タクシーを無料で運行することにしております。

本市におきましては、3回目接種の対象となる18歳以上で、2回目までの接種を受けた方が約2万7千人おられます。全ての方が3回目接種を希望されるかは不明ですが、昨年10月までに2回目接種をされた方々についても、スムーズに接種ができるよう、今年4月までに順次接種券の発送を計画しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 3回目のワクチン接種は、国の対策が後手に回り遅れております。ワクチン接種がより進むように取組を進めていただきたいと思います。

次に、学校、保育所等での抗原検査やPCR検査を積極的に実施することについて質問いたします。オミクロン株は、20代の若者や10代や10歳未満の子どもの感染が多く、学級閉鎖や休園など措置が取られ、高齢者施設などでも感染が広がっております。こうした学校や保育所、高齢者施設でも感染を防ぐためにはPCR検査や抗原検査などを積極的に行い、無症状の陽性者を早く見つけ保護し、感染拡大を抑制する取組が必要であります。市の取組はどのようになっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の第6波に伴い、本市でも陽性者及び濃厚接触者の人数が増加してきています。

陽性者及び濃厚接触者に対しては、県の保健所が行政検査としてPCR検査を実施しています。ただし、現在は検査対象者の急増により、同居家族以外については濃厚接触者の認定が行われていないため、陽性者が発生した場合、その人と接触のあった人たちは、不安を抱えたまま経過観察期間の終了を待っているのが実情です。

このため、国の地方創生臨時交付金を活用し、1月25日に総事業費3,168万円の予算の専決処分を行い、今月から高齢者施設などのほかに、保育所等の施設に対し、市が必要

と判断した場合には、市独自のPCR検査が受けられるよう体制を整えております。これにより、接触者である人の感染の有無や陽性者を早期に発見し、感染拡大防止と不安の軽減を図ります。

なお、抗原検査については、保育園や幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ、高齢者施設には、すぐに検査ができるようあらかじめ簡易検査キットを配布しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） よろしく願いしておきます。オミクロン株による感染拡大を防ぐための対策として、県は無料のPCR検査所を設けておりますが、市内ではありません。いつでも誰でも検査が受けられるように、市内でも検査所を設置する必要があると思いますが、県に要望し、設置するべきだと思いますが、市の考え方について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

熊本県は、3月6日までの期間、無症状の方を対象とした新型コロナウイルス感染症のPCR等無料検査所を本日、2月18日現在で89か所開設しております。宇城圏域には1か所のみ開設されております。

県の担当課に確認したところ、県が実施した感染拡大傾向時の一般検査事業に伴うPCR等検査無料化事業実施事業者募集に応募した事業者に、委託して実施しているため、設置地域に偏りがあるとのことでした。

その理由としては、受検者の検体の自己採取等に支障のないよう、他の場所と明確に区別する必要があるため一定の広さを確保することや、受検者のプライバシーに配慮する場所があることなどが要件となっており、条件が厳しく、医療機関や薬局が受託しにくいのではないかとのことでありました。

今後におきましては、先ほど答弁しましたとおり、設定した要件に該当する方は、市独自のPCR検査事業を活用していただきますよう周知を図るとともに、県に対して、検査実施場所開設の拡大を要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） この問題では、できるだけ身近なところで検査が受けられる、このような対策を是非県にも強く求めていただきたいと思います。

次に、熊本地震で被災しましたコミュニティ施設等復旧支援事業について質問いたします。この補助事業を活用し、宇土市でも令和2年度までに43地区の施設で、建て替えや補修工

事が行われております。43施設で建て替えの件数と補修工事の件数、また工事費を地元が負担した件数と神社が負担した件数について、教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本市において、熊本地震復興基金の地域コミュニティ施設等再建支援事業を利用したのは43の施設です。復旧内容の内訳は、補修件数が25件、建て替え件数が18件です。また、これらの施設が所在する地元の行政区が補助対象経費の2分の1を負担した件数は、本事業を利用して普及された全ての施設である43件です。各地区の資金調達の詳細を完全には把握しておりませんが、43件のうち地元負担分を神社が地元へ寄附した1件と、個人が地元へ寄附した1件を把握しております。

これに関連し、地域の規模の大きい神社から、各行政区に所在する末社に対し、熊本地震の見舞金が配布されています。その見舞金を各行政区が地元負担分として活用し、復旧事業を行っている可能性もございます。なお、神社が費用の2分の1を直接負担した件数はゼロでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長答弁では、地元から工事費の2分の1を徴収した件数は43件で、神社からの負担金は徴収しなかったとのこととあります。しかし、地元の負担分を神社が地元へ寄附した件数が1件あったということとありますが、どこの神社がどこの地元について、幾ら寄附をされたのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 市が昨年11月に行った神社の聞き取りの際に、3月5日に380万円、それと6月30日に339万5,225円の合計719万5,225円、こちらは西岡神宮のほうから地元の馬場区に対して寄附があったということでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 西岡神宮から地元の馬場区に寄附されたということとありますが、昨年11月の決算委員会での文化課での説明では、西岡神宮が建設代金の半分に相当する約720万円を負担をしたと、領収書でそれを確認し、氏子の主だった役員には了承を取ったとの報告を受けているわけとあります。今言われましたように、3月5日と6月30日に、工事代金として請負業者であります金田工務店に支払いをされたと、このように聞いておりますし、また、地元の馬場区では、令和2年度の総会は令和3年3月28日に開かれておりますが、その決算報告と事業報告がなされておりますが、その中で西岡神宮のコミュニテ

イ施設整備につけてある神輿庫について、復興事業が完成をし、西岡神社が2分の1を負担したと、このような総会での報告になっております。前回の11月の報告でも、神社が業者に負担をしたと、寄附をしたということは聞いておりませんが、なぜこのように変化をしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） お答えをいたします。

地元が補助申請者となって復旧事業を実施されたということで、申請者である地元が費用を負担したと認識をしておりました。後日調べましたところ、神社から地元へ寄附されていた事実が判明しているところでございます。なお、補助申請時には、地元負担金の調達方法を知るすべがなく、把握ができておりませんでした。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 当然寄附をされたということであるならば、馬場区において、令和2年度の総会の一般会計といいますか区の会計に寄附金が入っているはずであります。地元は全くその寄附を受けていないと、神社が自分で負担したと。だからなぜ変えられたのかという、その疑問を持ったわけであります。というのは、ここで先ほど述べられていますように、この事業の対象となるのは住民がいつも利用し、同時に維持管理は住民が行うと、区が行うと。ところが維持管理については、西岡神社が日頃から行っている。当然西岡神社は、それに合わせて工事費の2分の1を負担したと、このようになっていて、また氏子も役員の方々にもこのような報告はされて了承したと、このように昨年11月の報告ではなっておりますけれども、なぜこのように変化したのかと。そこには何か理由があるのかと。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 私のほうから、私が把握しているところでお答えをさせていただきます。

もともと申請は馬場区でございます。その中で先ほど719万5,225円、これは本来馬場区に納めている、寄附した額にならないといけないところを、業者のほうが発行されているということで、ここが混乱の第一のところでございます。これは後ほど私の答弁のときにお話ししようと思っていたのですが、区長さんが業者の従業員の立場で仕事をされているものですから、混乱してしまっております。ですから、最初、領収書を見たらそういうふうに業者側が発行している。先ほどの西岡神社の説明もそのとおりだろうと思っておりますが、本来であるならば、区長さんが区に入れて、それを区長さんが受け取って、区の領収書を西岡神社に発行した上で支払いをするべきだったということでございますが、ここがもう混乱してしまっているために、こういうことになっていると承知しております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 今言われましたように、契約の問題でも何とかでも、いろいろ問題が発生しております。

次に、同等同質問題について質問いたします。決算委員会で「被災した建物の建て替えや補修工事については、原状復旧を原則としており、旧倉庫は6坪であるが新しく建て替えられた倉庫は15坪、回廊部分を加えると20坪になっている。旧倉庫の6坪を超える分については補助事業の対象にならないのではないかと、このような指摘をいたしました。これに対して文化課の説明では、「当該事業の認定に当たりましては、関係書類を収集し、これらを精査した上で慎重に判断すべきでありましたが、旧神輿庫は、補助金申請時には既に解体され、跡地も整地され、基礎は撤去されていたため、その規模を現地で確認することができませんでした。また新しい神輿庫は、申請時では完成しており、そのため配布しておりますように、解体前の旧神輿庫を見比べましたが、多少大きくなった印象はありますが、以前と同様に倉庫としての機能を有する同等同質な建物と認定し、補助可能と判断しました。ただし、回廊部分についてはもともとありませんでしたので、その部分は補助対象外にしております。」と、このような説明がありました。

そこで、部長にお聞きしますが、この調査について誰が現地にいつ行って調査をされ、同等同質と誰が判断されたのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

誰が行ったのかという御質問でございますが、申請の受付が令和2年7月1日でございますが、そのときに文化課の担当が現地に出向いて確認をしたところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 令和2年7月1日に、確かに補助金の交付申請書が出されております。しかし、その補助金の申請書については、担当の職員が、日付から区長の住所、氏名も含めて内容を全て書いて、自分でそれを受付をして、そしてその日のうちに起案されて決裁にまわすと、そのようなことが既に報告されておりますし、その時点では、当然担当のほうは現地の確認をされていないと私は思うわけでありまして。そして、問題なのは、既に撤去されていても、申請者に聞けばその面積がすぐに分かるわけでありまして、なぜそうした食い違いが起こるのかと。このように判断されたのは、昨年決算委員会で問題になり、その時点で調査をされ、そのような判断をされたのではないかと私は思いますけれども、その点どうなっているのか、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） お答えをいたします。

先ほどの答弁と一緒になりますけれども，令和2年7月1日に現地確認をして，受付を行ったということでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 7月1日に確認したということでありましたが，では担当職員も当然この事業の対象になるのは，原状復旧が原則だというふうになっておりますし，当然建物の面積については，旧倉庫はどのくらいかというのが分からなければならないと思うわけがあります。それなのに，なぜ旧倉庫は6坪なのに15坪，回廊部分も加えれば20坪の申請が出されているのに，これに気づかないのかと。その点どのように今考えておられるのか。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） この点は，私のほうから御説明させていただきたいと思います。

同等同質ということですが，これをどう捉えるかということ，まずこれについて市のほうで後で調べたのですが，自治体によっては前の建物の面積を出す，新たな建物の面積と比較するというような制度にしているところも自治体としてはあったのですが，宇土市はこれをしておりません。ですから，当時の申請書に元の建物がどのくらいだったかというような記述することがないということがまずあって，それで元の建物がないからこれは分からないな，ただちょっと大きくなったなというような感覚を持ったという話を私は聞いております。これが建設完成後も申請オクケーというような制度になっておりまして，もともとこういう建物があって，こういう建物を造りたいということで事前申請をされる場合には，もしされていたとしたらですね，そういったところを詳しく分かったと思うのですが，もう建っているものが出てきて，これを認めるか認めないかというような状況に当時なっていると聞いております。回廊部分は，もともと離れたところにあったのを引っ付けたわけですから，回廊部分はもともとなかった。これは補助対象にできないということで，その分はならないだろうと。ただ建物については，多少大きくなったけれども，もう認めるか認めないかというような判断の中で，創造的復興という方針が示されておりますし，これをノーと言えらる状況ではない。これはもう創造的復興の中で，認めざるを得ない，認めて当たり前だろうというような感覚であったと思いますし，私もこのとき決裁とかしているのでしょうけども，現地に出たら認めるか認めないかと言われたら，認めざるを得なかったと思っております。すみません，私は決裁をしています，現地の建物は見ておりませんでした，そうだったと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） お聞きいたしますけれども、令和2年7月1日に補助金の交付申請書が出されておりますし、それに合わせて領収書あるいは見積書、さらには完成工事引渡書も出されております。完成工事引渡書では、建坪は20坪となっておりますし、当然20坪といいますと先ほど言われました回廊部分につきましてもその中に入っているし、その工事が総額1,416万6千円、そして、その2分の1の708万3千円が補助金として交付される、このようになっているわけでありまして、回廊部分を外したと言うけれども、ちゃんとこの中に20坪の中に入って申請されている。そしてまた、建物の倉庫と回廊部分というのは一体として建設をされておりますし、どこで切り離すのかと。工事のその部分の支払いは誰が行ったかと、こういう問題が出てくるわけでありまして、実際申請は20坪で出ているし、だからそうしたいろいろな問題があると。だから今の時点で考えていただきたいと思うのは、原状復旧が原則という中で、6坪の2倍半とか3.3倍とかいう建物が、この補助事業の対象になるのかと。その点、今の時点でどう考えておられるのかと、部長でも。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） すみません、私からお答えさせていただきますが、確かに大きくなっています。回廊部分除いても2.5倍になっております。ただ、この事業の趣旨が、熊本地震からの早期復興そして創造的復興をしましよとということで、非常に緩やかな立て付けになっておりまして、県の制度としてはそうなっております。市の制度も、それに準じた形で非常に緩やかなものとしているということもあって、そういう当時の状況からすると、もう私は、回廊部分を除いて2.5倍にはなっておりますが、これをノーと、この事業には合致しないと私は言えないという意味で、認めざるを得ないというような判断を私はしております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 今、非常に緩やかというようなことを言われましたけれども、県が出しているQ&Aを見ますと、例えば増築はできるのかと、できません。また、御堂の瓦の葺き替えをしたいという被害を受けたから、しかし瓦は重量があつて重いから、軽い鋼板に変えられるかと、これに対して費用が高くなれば認められないと。緩いのではないんですよ。厳格にされていると。今言ったように増築も認めない、そして品物は高くなれば駄目だというようなこともされている。だからそういう点からして、やはりこの問題というのは、もっと申請段階で検討すると。例えば熊本市あたりの交付要綱を見ますと、事前審査とか事前相談と、提出されたらそれを審査をすると、そしてそれが該当するかどうかというぐらいのことをされておりますが、ここの場合、申請されたらそれを受け付けて認めざるを得ないと。

しかしこの補助事業というのは、そういう問題じゃないんですよ。この点、またもう少し別の機会にやりますが、次の問題に移ります。

次に、小中学校における新聞の配備について質問をいたします。文部科学省は、1月24日付けで、学校図書館に関する2022年度から5か年計画を策定し、公立の小中学校に新聞の複数配備を通知しました。これは、学習指導要領で新聞を教材として活用することが位置づけられたことや、選挙年齢が18歳以上への引下げや民法上の成人年齢は2022年4月から18歳に引き下げられる。こうしたことを踏まえて、社会問題に関心を持ち、身に付けることや読解力を高めることなどが必要という立場から、学校図書館に児童生徒が利用できるように、複数の新聞を配置するようにされた方針を打ち出して、財政的な支援をすることになっております。

そこで、これまでの本市での新聞を補助教材とした取組や学習効果など、どのように考え、今後の配備計画を考えておられるのか、この点について教育部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

小中学校での新聞の活用については、文科省が平成24年に策定した第4次「学校図書館図書整備等5か年計画」に、学校図書館への新聞の配備についての記述がなされていたことから、これまでの間、学校に対し整備を推進してきたところですが、今回、新たに策定された令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次計画においては、選挙権年齢や成年年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身に付ける上で、発達段階に応じて複数の新聞を配備することが重要であると述べられております。

また、新たに改訂された新学習指導要領においても、複数の新聞を活用することは、「情報活用能力の育成のため多くの教科において指導すべき内容である。」とあり、重要であるとの記述がございます。

このことを踏まえ、小中学校における新聞の配備状況及び新聞を活用した学習指導についてお答えをいたします。

まず、新聞の配備状況については、現時点で全校が地方紙を図書室に配備しております。そのほかにも、子ども新聞や中高生新聞などを配備している学校もございます。今後は、国が定めた基準に従い、小学校においては2紙以上、中学校では3紙以上を配備するよう、早急に対応を検討していきたいと考えております。

次に、新聞を教材にした学習指導につきましては、小学校については、郷土の文化や防災等についての調べ学習を行ったり、身近なテーマで新聞を作成したりしております。また、中学校においては、社会科や総合的な学習等において、政治や環境等あらゆる分野に関する時事問題を取り上げたり、メディア・リテラシーの観点から、複数の新聞を用いて同じ社会

問題に対する記事の捉え方の違いを比較させるなどの活用を行っております。

今後、教育委員会としましては、先に述べた国の計画に従い、各小中学校の現状把握に努めながら、子どもたちにとって新聞が身近な存在となり、生きる力を育むためのものとして大いに活用できるよう適切な配備計画を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） よろしく願いしておきます。

次に、保育所、学童保育の利用状況と職員の処遇改善について質問いたします。保育所では、4月時点の待機児童はいないとされておりますが、産休明けなど、途中から入所になる方々もおられ、特に3歳未満児の待機児童がおられると聞いておりますが、そこで、4月1日時点での全市内の保育所の定員と入所状況、また年度途中であります10月1日時点での入所状況と待機児童数、そして今後の保育所建設などの対策について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

保育所の入所状況については、令和3年4月1日時点で市内認可保育所等の定員1,251人に対して、1,256人の入所を決定しており、待機児童は発生しておりません。しかし、令和3年10月1日時点では、入所者総数1,304人となり、5月以降に48人が入所できたものの、なお24人の待機児童が発生しました。これは年度途中の保護者の育児休業からの復帰や求職活動開始、転入などによる入所希望の受け入れができなかったもので、その内訳は0歳児20人、1歳児1人、2歳児3人となっております。

これまで、年度途中の待機児童の解消を図るため、市内認可保育所の増改築や小規模保育事業所の新設などにより、定員を増やしてまいりました。また、本年度からは、熊本県予備保育士確保促進事業補助金を活用して、保育の受け皿を確保する取組に努めましたが、年度途中における待機児童の解消には至らない状況となりました。

このため、令和4年度は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行い、当計画に掲げる保育の必要量と確保の方策について、各年度における実績との比較及び分析を行い、年度途中における待機児童解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 次に、学童クラブの利用状況と定員オーバーしている学童クラブの対策について質問いたします。学童クラブの入所希望者も多く、市内にある13学童クラブ

の中で、半数を超える7学童クラブが定員をオーバーしています。クラブの施設の面積は児童一人当たり1.65平方メートルとされており、これでは新型コロナウイルスが急拡大する中で、3密を避けることはできません。特に定員を大幅に上回っている宇土小学童クラブでは、早急に増設する必要があると思いますが、市の方針について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在、放課後児童クラブ、通称学童クラブは、市内に13施設ございますが、令和3年4月1日現在において、定員597人に対して627人を利用決定しております。そのうち利用登録者数が定員を超えている施設が7施設あります。ただし、学童クラブは、曜日によっては子どもが習い事や塾などに通うため、毎日とは利用しないという児童がいるため、一日当たりの利用率はおおむね7割から8割となっており、児童一人当たりの確保すべき面積の基準1.65平方メートルは、おおむね確保されていると認識しております。

ただし、宇土小学童クラブにおいては、入所希望が多く、定員60人に対して、96人を利用決定している状況にありますので、新型コロナウイルス感染症予防のための3密を回避するためにも、定員の適正化を図る必要があると承知しております。

このため、令和4年度中に、現在の宇土小学童クラブに隣接する形で施設を増設し、同学童クラブの定員を増やす計画を進めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 次に、保育所等の職員の処遇改善について質問いたします。厚労省の方針では、学童保育に勤務する指導員や保育士、幼稚園教諭などに、給与の3%程度、月額9千円を引き上げることにしており、4月から9月までは全額国が負担し、10月からは国が2分の1、県市各4分の1を負担するとなっております。市の取組についてどうなっているのか、この点について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

認可保育所に勤務し、保育に従事する職員の給与は、保育施設の運営費収入となる国の公定価格に含まれています。この公定価格に、処遇改善のための費用として、職員の給与の底上げや一定の経験・技能を有する保育士の追加的な賃金改善分が加算され、市内保育所の全てがこの対象となっております。

また、令和3年11月19日閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を

3%程度、月額9千円引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施することとされました。

このことを踏まえ、本市においても、保育士の処遇改善を図るため、本事業の適正かつ円滑な実施に向けて取り組むこととしております。具体的には、事業実施に必要な予算額として3,116万1千円を計上し、1月25日付け専決で対応させていただいております。各保育所には、国が公定価格上の配置基準に基づいて定めている補助基準額に、年齢別平均利用児童数等を乗じた額を補助金として交付し、各保育所からの実績報告により賃金改善が確実に実施されているか確認いたします。

なお、今回の処遇改善においては、施設が公定価格上の職員の配置基準を超えて独自に加配している職員も含めて、一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては、施設の判断で柔軟な配分が可能となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 今回3%、平均9千円ということですが、保育士あたりについては今言われましたように、定員外といいますか基準外で多く抱えて配置されているという面もありますし、そうしますと9千円が十分に行きわたらないということになりますし、また9千円引き上げても、それでもまだほかの労働者に比べたら安いという問題が、特に基準を引き上げ、改善していかないと、職員の確保はかなり厳しくなると、こういう点を是非配慮いただきまして、さらに国に対して賃金引上げを要望していただきたいと思います。

今回、4点について質問いたしました。1点は提案をいたしましたので、そういう問題については是非取り上げていただいて、実現をしていただきたいと、そのことをお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。10時55分から会議を開きます。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします

-----○-----

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） おはようございます。換気中はすごく寒いですね。ちょっと温まってもらえるように、時間をたっぷり使わせていただいてやりますので、よろしくお願

ます。

しかしながら、今回はいつにも増して時間が短いので、可能な限りさらっといきたいというふうに思います。答弁のほうも是非御配慮いただきましてよろしく願いいたします。

まず、もう恒例となりました新型コロナウイルスについてでございます。資料を出してください。今、出された資料はですね、今の宇土市内の感染状況です。これはコロナ対策会議のほうでも出されているようでございます。今年に入り、本市にも新型コロナウイルスオミクロン株が襲いました。いわゆる第6波でございます。資料にもありますように、若年層で多いように思いますが40代でも多くて、家族間によるPCR検査陽性反応ではないかというふうに推察できます。弱毒化している変異株であるということも特徴で、私の周りでも軽症の方、無症状の方が多いです。そこにおける本市の市長の見解や施策などを尋ねたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

本年1月からの新型コロナウイルス感染症のいわゆる第6波でございますが、本市におきましても、多数の陽性者が確認されております。昨年8月の第5波が収束した9月以降、10月から12月までの3か月間は、陽性者ゼロが続きました。しかし、年明けの先月1月は合計で265名、2月に入ってから連日多くの陽性者が確認されており、一番多いときには50名を超える日もあった状況でございます。陽性者の特徴をみますと、先ほど議員のお話にもありましたとおり、高齢者よりも若い世代、特に10歳未満が多く、保育所や学校の休園、学級閉鎖などが続き、また感染経路は家庭内の親子、きょうだい間によるものが多いというような状況だと思っております。

今後の施策としましては、まず感染を拡大させないことを主眼としまして、引き続き感染予防対策と周知に取り組んでまいります。残念ながら市主催の行事、イベントなどの中止や縮小、市関連施設の営業時間の短縮なども行っているところでございます。

また、先ほど福田議員の御質問に健康福祉部長が答弁しましたとおり、宇土地区医師会のほか、関係機関の御協力を得ながら、接種を希望する市民に対して、新型コロナワクチン接種3回目の迅速な接種を進めてまいりたいと考えております。

最後に、県内全域を対象としまして、当初2月13日まででございましたまん延防止等重点措置が3月6日まで適用延長がされております。これによっても、地域経済に大きな影響を与えることが予測されますので、引き続き市を挙げて、経済の対策にも取り組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。基礎自治体にやれることは限られているというように思います。県がまん防と言えば、リスクレベルを上げれば、それは実施せざるを得ない、従わざるを得ないというふうに思っています。ただ、私自身は、今回のまん防ほど全く意味のないものはないと思っています。コロナ対策会議の本会議の中で示された座長コメントには、効果があるから引き続きやっていくということを書いてありましたが、効果があったら今の感染拡大はないんじゃないかなと思うんですよね。実際、思っていらっしゃるでしょう、飲食店で感染拡大はなかったということで、たくさんこれまでのこの2年模索しながら、実際エビデンスが示されています。非常に、ここまで経済を落とす必要があるのかなというふうには思います。新聞記事を見てください。2018年、2019年の新聞です。もう過去のものとして忘れられているかもしれませんが、インフルエンザが猛威を振るったときの新聞なんですね。このときよりも今のオミクロン株は弱いんです。今日急遽資料を配ったもの、お手元のA4の紙資料、これはインフルエンザと今のコロナを比較したものです。上のほうが2018年、2019年、2020年の肺炎による死亡者数と、茶色っぽい色がインフルエンザとコロナを合わせた数。2018年、2019年は、コロナの死者数はゼロですからいません、全部がインフルエンザによる死者数でございます。2020年はインフルエンザの死者が956人確認されていて、コロナに関しては3,466人ということになっています。合わせて4,422人ということで、少し増えているということなんですよ。ただ肺炎の数を見てください。一万七、八千人少なくなっていると。これはですね、医療従事者の懸命な努力のおかげだというふうに思っておりますが、トータルで見れば少なくなっているということです。その下のほうの2月に関しては、2月17日現在の死者数でございます。ですので、2022年はこれからもちろん増えると思いますけれども、そこまでこれを驚異的に思うようなものではないというのがこれで分かります。2018年は2,353人、2019年は2,792人ですね、インフルエンザを起因とした1月、2月のみの死者数です。これは完全にインフルエンザを起因としたというデータです。2022年に関しては、これは2,724名の貴い命が失われておりますが、死亡したPCR検査陽性者で亡くなった方は全てカウントされている数です。無症状の方が多いでしょう。でもそれでも別な病気になって亡くなっても、それはコロナ死なんです。ということで、この数は実際のコロナ死ではないということを念頭に置いてください。以上です、話し戻します。

今回、子どものPCR検査陽性者の多いことが特徴ですが、それに伴う濃厚接触者が多いです。その被害者が私は多いと思っています。家族間の被害が続く、その支援とかどういう状況になっているかは、この基礎自治体が把握すべきだというふうに思っています。県から情報が回ってこないというふうによく言われます。でも、保育所、学校と連携すれば、本市の状況が分かるのではないかと思います。どういう状況かという、感染者が家族で出

て家族の誰かが濃厚接触者となる，学校に行けない，保育所に行けない，仕事に行けない，そしてまた家族間で感染する，陰性が証明された子どもか親がまた濃厚接触者になる，また陰性だった家族も濃厚接触者になったり陽性になったりという，負の連鎖が起きているんじゃないかと思います。この辺の状況は恐らく調べていらっしやらないと思いますので，これを議論，研究，調査をしない限り，第7波に備えることはできないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問です。ワクチン接種が2回進んで，はや半年以上が経ちました。全国的にみても本市をみても，ワクチン接種済み者のPCR検査陽性反応者も多くいるというふうに思います。そこで私は，2回接種済みの効果は全くなかったというふうに思っています。いやむしろ，私は接種したから大丈夫というような安易な考え方が，感染を招いたことの要因の一つではないかというふうに思っています。これは，ほかでもない政府の責任なんですよ。接種をすれば感染拡大が防げる，これはワクチンが最後の砦であると，自分のため，周りのために接種に御協力をくださいと，これは前政権菅総理の言葉です。全くのデマでございました。しれっと最近では，重症化しないために接種しましょうとすり替わっておりますが，これは仕方ないです。なんせ来年の5月まで治験中のワクチンでございます。人体実験中なので完全にデータを採取するまでは，これは見解は変わって当然なんです。恐らく私は治験終了後に，多くの専門家が効果は一定数見られたが，今後このワクチンは，コロナ予防には適さないだろうというふうに，コメントを残すというふうに思います。

さて，このように私が発言する理由は，数字的根拠が示しているからです。いわゆるエビデンスです。浜松市のデータを見てください。政令市だからかもしれませんが，浜松市はきちんとデータを開示しています。熊本県はしておりません。大阪府もデータを開示していますが，今回ちょっと浜松市を取り上げました。未接種者も接種済み者も同程度感染しているんですね。どこを見てほしいかといいますと，ちょっと蛍光ペンでなぞっている部分，まず重症のところ，一番右のところ，未接種者で重症の方が2人いらっしやいます。でも2回済みの方も1人いらっしやる，1人の違いですけども。中等症に関しては未接種者も12人，2回済みの方が33人，3回済みの方も5人いらっしやると。軽症，無症状の方もこれだけいらっしやった。ほぼ接種済み，未接種変わらないというデータがここに示されています。ホームページのワードのところはどっかでちょっと出てきますけど，ワードのところにURLを貼っています。是非浜松市のホームページを覗かれてください。一定数，効果期間があらわれるのかなというふうに，私もワクチンには期待しておりましたが，3回接種の方もやはり感染しています。効果期間がこうもないと，若しくはオミクロン株には現ワクチンが効かないということかもしれません。もしかしたら，このデータは浜松市だけで見られる傾向かもしれません。いやいや，熊本県とか宇土市は違いますよということかもしれないです。な

ので、私がここで尋ねたいのは、本市若しくは熊本県で、PCR検査陽性反応者に対するワクチンの未接種、1回接種済み、2回接種済み、3回接種済みの割合と症状の分析について、また、これまでに使われたコロナ関係の総予算をお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市での新型コロナウイルス陽性者について、以前は、県のホームページで行動歴や感染経路などは公表されていましたが、この第6波に入ってから、保健所も濃厚接触者を特定することも追いつかない状況のようで、最近、居住市町村名と年代、性別以外は公表されなくなりました。陽性者のワクチン接種の有無についても公表されないため、把握できないのが現状です。しかしながらワクチンの効果を検証するためには、陽性者に占める接種済者の割合や、罹患した人の症状の程度など調査・分析する必要があると考えております。

そこで、県健康危機管理課に、陽性者の接種歴や症状等の分析をされているかを確認したところ、「保健所単位では、行動歴の情報はあるようだが、県がそれらの情報を取りまとめることはない。」とのことでしたので、今のところ分析までは至っていないようです。

次に、ワクチン接種に関する令和3年度の予算額は、1回目から3回目接種まで含め、約6億8,800万円で全て国からの支出金となっております。主な支出項目は、医療機関への接種委託料をはじめ、集団接種会場の運営委託料や医師会等への委託料、コールセンターの人件費や予約管理システムの導入委託料、接種券の印刷や郵送料等でございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。総予算は7億円近い予算が使われたということです。ほぼ全額補助。これまでのことは取り戻せませんけれども、第6波はそこまで脅威ではないということが示されているので、市として重度が高い予算が回ってきたときに、第7波に向けて、将来的に有効な未来へつなぐことのできる施策に使ってほしいというふうに思っています。

次に分析ですが、正直自分的にはがっかりです。県からのデータが自動的に来ないのであれば、是非県に進言して、データをもらってほしいというふうに思います。多分、きちんと県は把握されているというふうに私は思っています。把握していなかった職務放棄ですよ。市独自に把握することは困難でしょうが、第7波に備えるため、今できることを是非やってください。お願いします。

次の質問にいきます。3回目接種が進んでいます。当初2回接種で日常が取り戻されると政府は言っておりました。しかし、今では3回目接種が行われて、4回目接種も議論されて

います。奈良県のデータや新聞記事を見てください。奈良県は今なおまん防をやっていない県でもございます。治験中なので仕方ありませんが、このデータですね、致死率も低い、そして感染増加ということでございますけれども、治験中なので致し方ありませんが、この3回接種の意義は何でしょうか、分からないのでお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在、日本で接種が進められているワクチンは、デルタ株に対して高い発症予防効果があり、感染を予防する効果も確認されています。しかし、その効果は時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが様々な研究結果から示されております。

厚生労働省が示しているQ&Aから引用しますと、ファイザー社のワクチンを接種した人の情報を集めた米国での研究では、12歳以上における2回目接種後1か月以内の感染予防効果が88%であったところ、5か月から6か月後には47%までに低下したとの報告があります。発症予防効果についても、6か月間の追跡調査の結果、2回目接種後7日以降2か月未満では96.2%であったところ、4か月以降では83.7%であり、経時的に低下していくことが確認されています。

このようなデータを踏まえ、厚生労働省の審議会で議論された結果、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、2回の接種が完了した方を対象に、追加の3回目接種を実施することとされました。新型コロナウイルスは変異していくことが知られており、ワクチンによる免疫効果が持続しないという点からも、3回の接種が必要であると捉えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。完全に私は反ワクチンではございません。ワクチンに慎重な立場で、ワクチン接種が必要な方も一定数いらっしゃるということは分かっております。しかし、今の答弁の中で、変異するということで意義があるとおっしゃいました。重症化しないという意味でも意義があると。でも、きちんと分析されてはいないですね。言われているからそういうふうに、示されているからそういうふうに行っているということなんですけど、国は今まで事あるごとに見解を変えています。今回やっぱり、それも国から来た情報を完全に信用するということは、僕はやめたほうがいいんじゃないかなと。だから、今いろんな奈良県とか静岡県浜松市、大阪府とか泉大津市とか独自で資料をとって、それを広めていらっしゃるんですよ。そういうのが増えてくると私は思っています。もういい加減ですね、国からの情報をうのみにするということが危機を感じないと、いい加減気づかないといけないと思います。これからワクチン被害者が増大してきます。これは間

違いございません。しかしながら、国は恐らく認めません。なので、自治体で責任を持って備えないといけません。もう健康面や命のことで、国を当てにする時代はもう終わったというふうに思っています。もう守ってくれません。基礎自治体しか私は信頼できないというふうに思っています。ちなみにムーンショット計画って皆さん御存じでしょうか。内閣府が出している2050年目標です。これは詳しく言うと、恐らく私の身に危険が及ぶので最後に触れませんが、独自に調べてください。柴田議員はもしかしたら御存じだと思いますが。市民の命を守る努力をしないといけないというふうに思います。先手先手で備えていきましょう。

それから、すみません、言い忘れましたが、3回目接種時にインフォームド・コンセントはしっかり行われているのでしょうか。全国的にこのような考え方の人たちで、今、集まりがよくあるんですけど、これが行われていないというケースが結構あるみたいです。どんどん注射を打つという。これは法律違反らしいですね。ですから、医師会と情報共有して、この法律違反を犯すことのないように周知徹底をお願いいたします。それからエビデンスですね。ワクチン後遺症も含めて、被害者とならないためのエビデンス、きちんと情報開示をしてほしいというふうに思います。ワードの添付資料に、ほかの自治体の例もごございます。特に泉大津市、その市長とよく勉強会をしているので、よく考えも理解しているつもりなんですけど、もう本当にすばらしいというふうに思います。きちんと情報開示して本人たちの責任のもと、接種体制をやるということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ここでちょっと、とあるSNSの投稿を紹介させていただきます。神奈川県内の老人ホームで施設長をされている方の投稿がありました。これは3日か4日前ぐらいに投稿されていたやつです、最近の話です。ちょっと読み上げさせていただきます。ちょっと早口で失礼いたします。

「うちは全国でも珍しい未接種者が圧倒的に多いホームで、入居者の3分の2、職員24人中20人がワクチン未接種です。そんなホームですが、コロナと思われる風邪が猛威を振るいました。PCR検査陽性反応者は入居者4名、職員4名でしたが、明らかな風邪症状は入居者、職員合わせて15名ほどおりました。最初に風邪症状が出始めたのが1月23日頃の職員からの感染が入居者へ広がり、症状は発熱、声がれ、のどの痛みなど様々でした。入居者1名がホーム内にて10日間の療養、3名が入院となりました。全て未接種の方ですが、3名共に2週間弱で退院が決定しました。症状が強く出たのは全て未接種者の入居者及び職員でしたが、感染から20日経った今、完全に逆転しております。未接種者全員4日前より完全復活しておりますが、接種済み者の状態悪化がものすごいです。今月中にお看取りになる方1名、廃用症候群2名、高熱は出ず、微熱あり、食欲低下3名、これら全て接種済みの方ばかり、陽性判明後、13日も療養したにもかかわらず、復帰初日に退職届けを出した職

員1名もおり、ワクチン接種の有無でここまで顕著に表れるとはびっくりです。

当初36名の入居者に対して接種した方は10名でしたが、その後、家族や御本人がかかりつけ医で3名が接種したので接種者は13名となりました。そのうち2名は既にお亡くなりになっています。78歳と80歳の方です。お一人は突然の転倒、入院後、あっという間に間質性肺炎になり、病院にて御逝去。もう1人は接種後、どんどん廃用症候群になり、お看取りにて御逝去。基礎疾患と言えるものがないのに80歳でのお看取りは前代未聞でございました。

実際、当初の10日間はヒヤヒヤでした。次々と未接種から発熱でしたから。私のところの訪問診療は、減薬医で自らも未接種でばっちり意見が合います。訪問診療契約者以外の入居者全員の体調不良者の往診をしてくれ、時には週に何度も診てくれました。入居者もドクターが診てくださると精神的にほっとします。未接種者はもう乗り越えましたので一安心ですが、今後は接種済みの方々の体が心配です。

今回、市の予防保健課や神奈川県クラスター対策班の職員に、言いたいことは全て話しています。本当に2類相当の感染症なら致し方ないですが、どうやらここ2年間の状況を見ても5類以下で十分だったはずです。恐らく全国の高齢者施設職員が実感しているはずです。間違いなく、コロナ陽性者によってほかの入居者の生活は一変しました。高いお金を払ったにもかかわらず、感染予防のもと、明らかに自由を侵害しました。先が何年あるか分からない高齢者にとって、一日一日がどれほど大切か現場に来て見てください。本当に悲惨な状況です。認知症の入居者にとって、この10日は1年ぐらいの長さだったのではないのでしょうか。決して取り戻せないことです。隔離なんて理解ができなくて、つらく悲しい孤独な10日間を過ごしました。

このことを伝えたところ、とてもこの思いに寄り添ってくれました。本当は理解しているのかもしれませんが、国、厚労省、神奈川県縦割り行政ですから、分かっているけど形式的なことは淡々とやるしかないのかなというふうに思います。

陽性者が出たからといって、何でもへこへこ従うことはないことが今回の件でよく分かりました。私が守るのは、高齢者の日々の生活です。入居者の何気ない日常が奪われていることを伝えるのが役割だと思い、言うべきことは全て伝えていきます。しかし、行政職員も決して意地悪でやっているのではないということは分かっています。向こうも血の通った人間ですから。毎日、神奈川県クラスター対策班に日報を書いています。現在、神奈川県内でコロナが発生した事業所は1千事業所もあります。日報には毎日、5類以下に落とすこと、岸田総理に直接声を届けてと相当長い文章を載せているので、クラスター対策班も見るのがうんざりしているのかもしれませんが。

投稿するのにかなり悩みました。実名ですし、ホームも場所、入居者の特定もできてしま

う可能性もありますが、個人名は決して出しません。正しい情報は発信したい一心でした。」
というような投稿でございました。「このような比較ができる老人ホームはほかにないと思
います。介護の世界は、とにかく強制も含め入居者、職員共に打たされているのが現実で
す。」昨年このグループに、この人が投稿されたところ2名の御家族から、接種拒否できな
くて悩んでいたということで入居されたようでございます。「理解ある御家族が増えること
で、24時間面会自由が実現できますね。」ということでございました。時間がかかりまし
たけど、これがSNSにおける投稿です。そこで、宇土市の高齢者福祉施設もこのような現
状があるかもしれませんので、その辺の状況把握をしてほしいというふうに思って紹介させ
ていただきました。

次の質問に移ります。国は、5歳から11歳の接種を3月から始めると判断いたしました。
努力義務は課していないところでございます。現ワクチンは、健康な方には全く効果がないと
判断している私にとって、最悪のシナリオでした。ただでさえ健康な未成年には全く必要が
ないというふうに私は思っています。先ほど浜松市のデータでも、未成年者は無症状か軽症
ということが分かっています。むしろワクチン接種者のほうがリスクがあると、これから5
年、10年、20年どうなるか分かりません。お手元の大きいチラシも是非見てください、
これです。字が大きく書いてあるその絵なんですけど、これは熟読してほしいというふうに
思います。先週日曜日の熊日新聞にも意見広告として掲載されました。厚労省が出している
確かな情報を基に作成されています。また、科学者であり医師の柳澤氏の見解をタブレット
でちょっと青っぽいやつですね、2枚綴りで紹介していますので是非見てください。医師が
540名中9割、自分の子どもや孫には打たせないワクチンだというふうに言っています。
驚きだと思います。僕もびっくりしました。

そこで質問です。私には全く理解のできない5歳から11歳の接種、必要な理由とどのよ
うに本市は周知していくのかを尋ねたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

厚生労働省は、本年1月21日に、5歳から11歳の小児向けに、ファイザー社製ワクチ
ンを特例承認しました。公益社団法人日本小児科学会の予防接種・感染症対策委員会によ
りますと、小児の新型コロナウイルス感染に関して、大多数は軽症ですが、中には酸素投与な
どを必要とする中等症もあり、今後全年齢において感染者数が増加した場合には、ワクチ
ン未接種の小児が占める割合が増加し、小児の中等症や重症例が増えることが予想され
ています。特に本年1月は、全国各地で、子どもが集団生活をする保育所や小中学校で感
染者が増加し、クラスター発生やその予防のための休園や学級閉鎖、学年閉鎖などが余儀
なくされました。

これらの感染拡大を防ぐため、国から各自治体に対して、今年の3月から小児への接種体制をとるよう通知されており、現在本市でも準備を進めております。小児への接種が進むことにより、子どもの重症例の発生が抑制されるだけでなく、中高年世代を含む人口全体の感染者数や重症者数を減少させる効果が期待されております。

しかし、小児への接種については、その安全性を懸念する声の一部にあることも承知しております。これまで大人への接種については一定の推奨はしてはりましたが、小児への接種については、本人と養育者が十分理解し、また持病や基礎疾患を持つお子さんに関しては、主治医と十分に協議した上で、慎重に接種の判断をしていただけるよう、さらにきめ細かく情報を提供してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。対策の本会議で示されたように、接種券は配らない、でも通知はして予約制にするということで間違いなかったですか。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） はい、そうですね。

○3番（今中真之助君） 賢明な判断だというふうに思います。是非、情報も開示するという話がありました。これ、一緒に配りませんか。今日配ったので、まだ見られていないと思いますけれども、これと似たようなやつでも構いません。これでいいということであれば、どれぐらいいますかね、5歳から11歳、3千人か4千人ぐらいでしょうか。その分用意しますので、そのときはまた御相談ください。是非よろしく願いいたします。

次の質問です。感染後遺症・ワクチン接種後遺症に悩まれている方の救済についてです。これは前回も尋ねていますが、一人でも多くの市民を救うためにお尋ねいたします。感染後の後遺症やワクチン接種後の後遺症など、全国的に見てもかなりの数がいると思われまます。これらの後遺症の方に対して、どのような体制や対応を考えておられますか。健康福祉部長 お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

厚生労働省による研究によりますと、新型コロナウイルス感染後の後遺症について、治療や療養が終わっても、倦怠感の持続など一部の症状が長引く人がいることが分かっています。しかし、長期に治癒しない症状の実態には、いまだ不明な点が多く、罹患者本人の不安や社会的理解の欠如を引き起こす一因にもなっております。

また新型コロナウイルスワクチンによる病気や後遺症などの健康被害については、予防接種後健康被害救済制度が設けられており、ワクチンによるものと認定された場合には、この制度による救済を受けることができます。

市民から罹患後やワクチン接種後に、後遺症等の症状の訴えがあった場合は、医療機関の紹介や、国の健康相談ダイヤルをお伝えするなどの対応をすることになりますが、現段階では標準化された診療やケアの手順がないのが現状のようです。

今後、国や県に対して、感染後の後遺症やワクチン接種後の健康被害の事例などを集積し、大学などの医療専門機関において研究を進め、治療方針を確立するよう要望してまいります。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。標準化されたケアの手順がないことを理由に体制を整えておられないというような答弁でございましたが、意識はございますか。（うなづく者あり）ありがとうございます。

私の持論を言います。まず、初期治療が私は大切だというふうに思います。皆さんも思っておられると思います。やはり初期治療です。ところが医療逼迫を招いているからという理由で、なかなか初期治療が追いつかないんですが、最初から処置治療を丁寧にしていけば、逆に私は医療逼迫は招かなかつたというふうに思っています。症状のある方を宇土市内のホテルに待機させている現状があります。それが症状を悪化させるケースがあるんですね。そしてきちんと初期治療もしていないから、今のような現状があると。資料を見てください。この後遺症とはちょっと関係ないですが、イベルメクチンの効果のデータですね。やはりこのイベルメクチン、効果があるんですよ。ただ、コロナウイルス感染者に投与できる薬剤として認可が下りていないだけで、薬としては、二十何年前かに認可はもちろん下りていますね。かなり安い薬です。医師が必要と判断すれば投与できるみたいです。この薬で100%近い方が回復されています。私の周りでも効果を実感した人もいます。まずは、是非医師会と協力して、このイベルメクチン投与ができるかどうか分かりませんが、今度対策会議があるときとか、この議論を進めてほしいなと思います。一人でも多くの市民を救うことになるんです。後遺症を招かないことにもなります。是非よろしく願いいたします。

ちなみに、国が推奨しようとしている何とかという海外の薬品が、間もなく投与できるようになるみたいですが、これも特例承認ということを頭に置いておかないといけません。あやしいでしょうから、治験というのかな、まだ分かんないんですよ。ただこういった状況だからということで、特例承認になるんです。一人でも多くの人を救うために、是非よろしく願いいたします。

それから、このワクチン後遺症に関して、これも泉大津市の市長が真剣に取り組んでいらっしゃいます。参考にしてみたいと思います。ワードのURLにちょっと添付したかどうか分かりませんが、ちょっとクリックするといろいろ出てきます。若しくはホームページを見てください。市長メッセージでもよく発信されています。どういうふうにしていいか分

からないということだったじゃないですか、意識があるということだったので、是非やるかやらないかはちょっと置いておいて、まずちょっと泉大津市に電話をされてみませんか。僕から紹介しておきます。宇土市の担当者から電話があるということによっておきますので、是非よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。情報発信についてです。全くもって、これまで私が打診してきた接種しない人や接種を迷われる方へ配慮した情報提供がなされていません。結果どうなっているのか、接種していない人は少なからず差別を受けております。私も昨年末お酒の席で、接種していないからということで白い目で見られました。僕の前にはいらっしゃった方が、接種していないと言うと、離れて幹事の方に文句を言って帰られました。だから僕もその後帰りました。そんな感じで僕みたいな経験をされている未接種の方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。これまでも言ってきましたように、接種後の副反応の数や浜松市のようなデータ、こういうのを是非開示してほしいと思うんです。さらに防災無線ですね、感染者への配慮のための広報、これは一定の効果があったと思います。誰が感染したとかはもうみんな追わなくなった、これは一定の効果がありました。この防災無線を使って、今度は接種に対する差別防止、これも行ってほしいと思います。情報開示も含めてこれをいかがでしょうか。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

ワクチンの非接種者、未接種者についても、これまで広報やホームページ等で接種はあくまで任意接種であることをお知らせしておりました。また、接種を受けることのメリットやデメリットを考慮した上で決定すべきであり、受けないことで差別的な扱いをされないよう配慮していくことを周知してきました。

防災行政無線で今回の非接種者や未接種者の誹謗中傷等の趣旨を放送する場合、現在よりも伝達内容が増えるため放送時間が長くなりますが、接種を受けない方への配慮について、内容を工夫してまいります。

一方、広報やホームページ等であれば、一定のスペースを確保して情報発信が可能ですので、今後も陽性者だけでなく、接種しないことに対する偏見を持たないことや、差別的な扱いをしないことなど、正しい判断を促すよう引き続き周知啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 何でもかんでも一度の放送で言ってしまうと、効果も半減すると思いますので、そこには十分注意して今後お願いいたします。

コロナに関しまして、最後の質問になります。学校の件です。学級閉鎖や登校を自粛せざ

るを得ない児童生徒が増えました。学内イベント中止や休校、分散登校なども判断せざるを得ない状況だというふうに思います。まずはこの点についてお尋ねしたいのと、これはインフルエンザ時も同様です。私はこの件でインフルエンザのときもあったんだから、特に慌てる必要はないというふうに思っていたのですが、今回厄介なのは、冒頭のほうでも触れましたが、濃厚接触者という定義があることが問題だというふうに思います。長い人では1か月近く症状がなくても休むことになるのではないのでしょうか。そこで、二、三年前のインフルエンザ時には整備されていなかった文明の機器、このICT機器ですね。1人1台配布されているこのICT機器があります。私はこれを有効活用してほしいんです。休まざるを得なかった児童生徒も教室に加わることができる、友だちや生徒の顔を見られる、勉学に遅れの心配も少なくなりますし、昨今の課題である登校拒否回避も可能になるのではないかというふうに考えます。また現状一定数いる登校拒否の方も、自然にオンラインだと学習意欲がわくかもしれないじゃないですか。現状また今後としてこの辺どう考えているか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

まず、市立小中学校の臨時休業やイベント中止の基準については、国の衛生管理マニュアルに基づき県が示す指針に準じております。なお、長期の臨時休業があった場合の学習保障の対応策としては、既に令和2年度に夏季及び冬季休業日の短縮等により、授業時数に変動が生じないような取組を行っており、今後も事態が生じた場合は、同様の体制を保持していくこととしております。また、分散登校につきましては、各校の感染の状況や実情に応じて、学校において判断し、教育委員会で決定することとしております。

次に、学級閉鎖や臨時休校になった場合のタブレットの持ち帰り学習の現状としましては、タブレット端末の有害なサイトへのアクセスを制限するためのフィルタリングの設定等は完了しており、家庭へ持ち帰り、インターネットを利用した学習に、使用する準備はできております。しかし、本年1月に各家庭のネットワーク環境の調査を行ったところ、各校で差はありますが、全体で約6%の割合で家庭に通信が可能なネットワークがないという結果となり、一律にオンラインでの学習は困難な状況にあります。

そのような状況の中でも、学級の状況に応じてオンライン学習やオフライン学習を実践するなど、各校で工夫しながら学習を進めております。オンライン学習の実施例を申し上げますと、住吉中学校では、Microsoft社のフォームスを活用し、相互通信を実施されており、緑川小学校では、先生が自宅から学校の児童に対しオンライン授業を行った事例があります。また、大規模校においても花園小の一部のクラスでは、学級閉鎖の際にオンライン授業を実施するなど、ICTを活用した学習は着実に進んでいるといえます。

次に、各家庭でのICT活用に関する支援策についてですが、オンラインを活用した持ち帰り学習を実施するには、家庭内のネットワーク環境の整備が必要であるため、保護者に対し、オンライン学習への理解を求め、各家庭でのネットワーク環境の整備を継続して依頼してまいります。

しかしながら、通信費の負担など、各家庭の状況が異なるため、対応策としまして就学援助世帯へのWi-Fiルーターの貸し出しや、通信費の一部補助等を実施する予定としています。

教育委員会としましては、今後も新型コロナウイルス感染対策を行いつつ、家庭や学校の実情を考慮し、御理解、御協力を求めながら一人も取り残さない学習環境の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。平等にやらなければいけないというのは理解できますけれども、やれることからやっていってほしいなというふうに思います。昨日娘が下校してきたときに、5人の休みがいたと。16人中5名ですから、もう少人数の学級だというふうに思いますが、その5名をパソコン並べて、先生が配慮して参加させてくれたみたいですね。そこで楽しかったよというふうに娘は言っておりましたが、そんな感じでコミュニケーションをとっていくことは、すごく大事だというふうに思いますので、第7波に備えることも念頭に置きながら、引き続き御検討よろしく願いいたします。

最後にですね、ちょっと感謝を述べるのを忘れました。子どもへの接種に関しまして、これまでの私の質問が功を奏したのかどうか分かりませんが、一定の配慮、クーポンを配らないという見解を示してくれたことに本当に感謝します。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。前回質問しようとして、また時間切れになりそうなんですけれども、本当に申し訳ございません。でも、前回時間切れでよかったです。その後、前回の質問の後に、経済建設常任委員会の委員会傍聴をしたら、計画の素案が上がってありました。この後で良かったというふうに思っております。改めてこの計画の概要を特に力を入れて行っていく部分を説明してほしいんですけども、草野部長、かなり短くまとめてお願いしてよろしいですか。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。短くということでしたので、短く説明させていただきます。

計画の概要としましては、空き家等の利活用や未然防止対策を第一に推進するために、所有者や管理者による自発的な取組を促すこととしており、三つの基本施策を掲げております。

空家等の発生抑制の推進、空家等の適正管理及び利活用促進、管理不全な空家等の措置の推進について、積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 臨機応変な対応ありがとうございます。

それでは最後、市長にお尋ねいたします。私は、この空き家対策で老朽空き家を解体するとか、活用できる空き家は活用していくとか、そのような都市計画というのはすごく大事だと思っていて、この計画には本気度が私は表れていると思います。改めて、来年度からまた新しい4年間をされるかもしれませんので、その思いも含めてお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

空き家と聞けば、人が住めないような家、放置空き家を想像してしまいます。宇土市内においても、地域において負の財産となっている空き家が少なくありません。

本年度策定の宇土市空家等対策計画においては、将来的にそのような負の財産になり得る空き家を増やさないことを大きな目標としています。ただ、大切なのは全体の数字よりもその中身ではないかなと思っております。その部分が空き家に対するビジョンになるのかなと思います。

空き家を増やさないための手段は二つ考えております。1点目は、まず危険空き家を除去すること。これによりまして、地域の生活が改善します。犯罪防止にもつながります。2点目は空き家を有効に使うということです。空き家を転入者の住まいや地域活動の拠点としての再利用を増やすことによって、特に西部地域の過疎化の抑止等にもつながると思われ、地域の活性化にもつながるかもしれません。また建物を使うことで、その建物の寿命を延ばすという効果もあるのかなと考えております。

市内の空き家の分布を見ますと、特に少子高齢化が進んでおります。また人口減少が顕著な西部地区に数多く存在をしています。先ほど説明させていただいた2点目の有効活用策を機能させることができれば、特に西部地域にとってはプラスになるのかなと考えているところです。

これらに関連する取組も始まっております。今年度、地域おこし協力隊の隊員が網田地区の空き家、これは店になるところだと思いますが、空き家を借用して自ら改修を行いました。網田の方に長年親しまれてきたお店だったんですけれども、改修の工事をしていると「何をしているんですか。」「オープンはいつですか。」と非常に興味を持たれると、地域の皆様に関心を持っていただいたようでございます。また先月23日には、改修後の空き家の見学

会をされた。前の写真も見ましたが、まだ中は店のまま荒れていたような状態だったんですが、立派に改修してあって、そういうのを地域の皆様にお知らせをしたということをお聞きしております。

このようにモデル的な感じなんですけれども、こういう空き家に手を加えて再利用するという取組を増やしてアピールしていけば、空き家を持っている人が「うちもうちちょっとどうかなるんじゃないかな。」とか、そういう意識につながっていくものだと思っております。そういう意味でこの計画を生かして、複合的に取り組んでいかなければならないと思っております。

来年度の具体的な取組について少し触れますが、年度ごとの数値目標は設定しておりませんが、来年度はとにかくこの計画策定後の初年度になっておりますので、まずは広報活動が大事であるという認識を持っております。空き家に対する意識啓発をとにかく強力に進めていく、これは広報という手段もありますし、ネットもあるでしょうが、持ち主に対して書面を送ったりすることも考えております。

空き家の具体的な活用例や放置空き家が地域に与えている影響などを知っていただくこと、またリフォームや解体等の助成制度の紹介も行って、とにかく空き家に対する関心を高めてもらいたい、そんな年にしたいと思っております。さらには、市役所内部でも空き家に関して気軽に相談できる窓口を設置するなどの体制の整備を図ります。

このうち解体の助成について1点だけ触れますけれども、本定例会におきまして、令和4年度の当初予算案に上程させていただいているところでございますが、これは放置空き家の危険空き家の解体でございますが、現在、各自治体いろんな制度を持っておりますが、今回うちが制定する制度は、県内14市の中で助成率としても最高、助成額としても最高のものとしている制度でございます。倒壊等の危険のある物件をいち早く除去したいと。ただ解体にはお金が掛かりますので、所有者にとって大きなネックとなっている金銭面のサポートを厚くしようということで、自主的な対応を強く促そうという意味での取組でございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 一言言わせてください。御答弁ありがとうございました。この空き家問題が解消され、宇土市の未来につながることになることを祈念いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 質問者と答弁者で一応45分を目安としておりましたけれども、最後のほうの答弁の時間が長くなりましたけれども、私としては中止をしませんでしたので、議員の皆さんもその点配慮をよろしくお願いいたします。

議事の都合によりまして、ここで5分程度休憩をいたしますので、よろしくようお願いいたします。

ます。

-----○-----
午前 11 時 48 分休憩
午前 11 時 51 分再開
-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

6 番，宮原雄一君。

○6 番（宮原雄一君） こんにちは。六政会の宮原です。今回の質問の機会をいただきありがとうございます。農業者・漁業者向けの支援について、機能別消防団員についてなど 4 点質問いたします。私の場合は時間がかかりませんので、もう少しお付き合いをお願いします。

まず初めに、農林水産省が実施している燃油価格高騰対策と本市の支援について質問します。12 月議会において、福田議員が同様の質問をされていますが、進捗状況も含め、再度質問いたします。昨年からの燃油価格の高騰は、年が明けても下がることもなく、政府は 1 月 25 日に価格抑制の補助金制度を発動しましたが、それ以降も下がる気配はありません。また、今年の冬は寒波の到来が多く、A 重油の使用料が多くなっており、そのほかにも肥料などの生産資材が急騰しているなど、生産経費が膨らみ施設園芸農家は深刻な経営状況となっております。そんな中で資料として出しております 1 月 22 日の農業新聞に、「玉名市独自に農業者・漁業者を支援する緊急対策事業を行う」と掲載されており、その内容を読まれた本市の施設園芸農家の方々から、本市において独自の支援を求める声が挙がっております。

そこで、燃油価格の高騰対策状況と市独自の支援について、経済部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

燃油価格の高騰に対する農林漁業者への支援につきましては、先ほど議員からもお話がありましたとおり、令和 3 年 12 月議会において、福田議員の一般質問に答弁いたしましたが、その後の燃油価格等の現在の状況について報告をさせていただきます。

まず、農業に関して申し上げますと、燃油価格の状況につきましては、2 月現在の J A 熊本うきにおける組合員販売価格は A 重油 1 リットル当たり 102 円で、昨年 11 月の高騰時の価格と同額となっており、依然として高騰が続いている状況と言えます。

この燃油価格の高騰に対して、農林水産省は、施設園芸セーフティネット構築事業の 3 次公募の実施により支援を行っております。

この事業は、計画的に省エネに取り組む施設園芸産地を対象に、燃油価格の高騰時に補て

ん金を支払う制度で、燃油価格が一定の基準を上回った場合に、国と農業者が1対1であらかじめ積み立てた資金から農業者に補てん金を交付するものです。

現在、公募は締め切られておりますが、JA熊本うきに本事業の申請状況を確認しましたところ、昨年11月時点の70名から3名増加し、73名の市内農業者が申請をされております。

次に、漁業における燃油価格の状況につきましては、住吉漁協における2月現在のA重油の組合員販売価格は1リットル当たり103円で、昨年11月の価格100円から3円増額しております。また、網田漁協における2月現在のA重油の組合員販売価格は1リットル当たり104円で、昨年11月の価格100円から4円増額している状況です。

この燃油価格の高騰により、農業者同様に漁業者に対しても、一般社団法人漁業経営安定化推進協会が漁業経営セーフティネット構築事業による支援を行っております。

この事業は、燃油価格の高騰に備えて、国と漁業者が1対1の負担割合で資金を積み立て、原油価格が一定の水準を上回った場合に、積立金から漁業者に補てん金を交付し、漁業経営の安定を図るものとなっております。

現在もこちらは公募中でありまして、本事業の申請状況を住吉漁協と網田漁協に確認しましたところ、両漁協共に、昨年11月時点の申請者数と変わりはなく、住吉漁協が44名、網田漁協が39名の漁業者が申請をされております。

また、農林漁業者への直接的な支援ではありませんが、経済産業省において、石油元売り会社等に補助金を出し、販売価格を抑えることを目的としたガソリン補助金制度の発動を行われております。補助額は1リットル当たり最大5円で、重油にも適用されるため、今後、販売価格の下降を期待しているところでございます。

このような状況から、本市としましては、現在のところ、市独自での助成金などを支給することは考えておりませんが、今後の燃油価格高騰の推移や国・県、近隣市町の動向に注視しながら、支援策の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。農林水産省は2月3日、施設園芸セーフティネット構築事業の2021年12月分の補てん単価を、A重油1リットル当たり20.4円、灯油1リットル当たり21.6円を、2月中に支払うことを発表しております。本市には施設園芸セーフティネット構築事業に、未加入の農家が50戸ほどあります。漁業者の未加入者は把握しておりませんが、未加入者には補てんがなく、ますます厳しい経営状況になるかと思われます。未加入者も含めて燃油高騰に苦慮されている施設園芸農家や漁業者に対して、是非支援の検討をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。農林水産省の2021年農産物物価指数の内容を資料としております。コロナ禍により農産物は下落、生産資材価格の急騰、農家の厳しい経営状況が伺われます。農林水産省は対策の一つとして、2019年1月から、農業経営の収入減少を補てんする収入保険制度を始めています。熊本県では、農業者の経営安定のため、収入保険の保険料の支援を行い、普及拡大を図っています。

そこで、収入保険制度に対しての本市の見解を経済部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

農業者に特化した収入保険制度は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、盗難や運搬中の事故、病気で収穫不能など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる減少を補償する制度となっております。

この制度は、保険期間の農産物の販売収入が基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんするもので、青色申告を行っている農業者であれば加入できます。

この制度を利用する農業者は、保険方式の保険料と積立方式の積立金の組合せにより、これらを支払って加入します。国は保険料の50%、さらに積立をする場合は積立金の75%を補助し、県においては、新たに加入される農業者に対して保険料の3分の1を補助しております。

現在の加入状況について、熊本県農業共済組合宇城支所に確認したところ、43件の加入があっており、作物ごとの内訳としましては、ミニトマト等の野菜が33件、不知火等の果樹が5件、カーネーション等の花きが1件、米が1件、葉たばこを含むその他の農作物が3件となっております。

本市としましては、この収入保険制度は、農業者が安心して農業経営を行える有効な施策であると認識しておりますので、制度の内容について周知徹底を図り、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。農林水産省の調べでは、昨年12月末時点の収入保険加入経営体数が全国で7万5,268経営体、加入要件の青色申告している経営体の21.3%にあたる結果が出ています。本市においては43の経営体が加入され、JAの青色会員が213経営体、個人で申告されている経営体もありますが、約20%の結果となっています。収入保険は災害、病気による収入減に加え、価格下落も対応し、基準収入の9割を補てんする良い制度であり、普及する必要があると思います。農業共済組合と連携を図りながら、加入促進に努めてもらいたいと思います。

次の質問に入ります。機能別消防団員について質問いたします。消防庁では、平成17年から団員確保の対策の一つとして、機能別消防団員制度の導入を進めております。本市における機能別消防団員の状況と報酬等の待遇について、総務部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

最初に、本市の機能別消防団員について設置された経緯を御説明いたします。

消防団員の就業形態が、自営業から民間企業等被雇用者へと変化が進み、平日昼間の火災対応が難しくなったため、その時間帯に活動可能な団員の確保を目的に、平成26年4月に発足しております。

次に、機能別消防団員の要件としましては2点ございます。1点目です。消防団員又は消防吏員として10年以上の経験を有するもので、当該職を退いた者。2点目です。年齢がおおむね65歳までの者となっております。

現在、在籍している宇土市消防団員553人中、26人が機能別消防団員として活動しておられます。

次に、報酬については、年額5千円です。また、火災等の災害対応で出動した際には、出勤手当として1回当たり2,200円を支給しております。なお、出動に対しては他の消防団員と同様に公務災害補償の対象となっております。

最後に、退職報償金も支給対象となっております。ただし、一度、消防団員として退団した際に、退職報償金の支給を受けた場合は、その期間は加算されず、機能別消防団員の在団期間のみが支給対象となります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。消防庁の表彰制度に、消防団員については、火災現場等の特に危険な状況で、身命の危険を冒して、災害の防止等に努めることから、資質の向上と士気の高揚を図るとともに、消防思想の普及を期するため、勤続年数や功労に応じて各種の表彰が授与されるとの内容が示されております。国の主な表彰には、叙勲、褒章、消防庁長官表彰、退職消防団員報償などがありますが、それぞれの勤続年数の基準は定められています。先ほどの説明で、退職報償金も支給対象となっております。ただし、一度、消防団員として退団した際には、退職報償金の支給を受けた場合はその期間は加算されず、機能別消防団員の在団期間のみが支給対象となっておりますとの答弁がありましたけれども、本市での国の表彰制度に対して、機能別消防団員はどう扱われるのか、総務部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

機能別消防団員につきましては、宇土市消防団機能別団員が行う特定の職務等に関する要綱第10条に、「市長は、機能別団員について、国・県等への表彰に係る具申を行わないものとする。」と定められております。

このため、現役団員であることが要件となっております。藍綬褒章や消防庁長官表彰などについては、機能別消防団員の方の具申は行っておりません。

しかし、春と秋の叙勲については、機能別消防団員を経験した年数も一般団員の団歴とみなし、機能別消防団員を退団後、叙勲の要件を満たしていれば具申を行います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。本市では、機能別消防団員制度導入から8年経過して、現在26名の機能別消防団員が活躍されております。本市でも春と秋の叙勲については、要件を満たしていれば具申を行うということであります。機能別消防団員にとりましては励みになるかと思えます。今後の活躍を期待したいと思えます。

これもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第1号から議案第30号）

○議長（中口俊宏君） 日程第2、市長提出議案第1号から議案第30号までの30件につきまして、本配布の令和4年3月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（中口俊宏君） 日程第3、請願・陳情につきましては、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので御報告をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、22日経済建設常任委員会、24日文教厚生常任委員会、25日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、3月3日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時11分散会

令和4年3月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

議案第 1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について

議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について

議案第 3号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第13号 辺地総合整備計画の変更について

議案第14号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

議案第15号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第18号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第22号 令和4年度宇土市一般会計予算について

議案第23号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

議案第27号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

経済建設常任委員会

議案第 2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について

議案第10号 財産の取得について

議案第11号 宇土市道路線の認定について

議案第12号 宇土市道路線の変更について

議案第14号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

議案第17号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第20号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について

- 議案第 2 1 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 2 号 令和 4 年度宇土市一般会計予算について
- 議案第 2 4 号 令和 4 年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 令和 4 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 議案第 2 9 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計予算について
- 議案第 3 0 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計予算について

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

- 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
 - 専決第 1 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 2 号）について
- 議案第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
 - 専決第 2 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 3 号）について
- 議案第 8 号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 4 号）について
- 議案第 1 5 号 令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 6 号 令和 3 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 9 号 令和 3 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 2 2 号 令和 4 年度宇土市一般会計予算について
- 議案第 2 3 号 令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 令和 4 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 令和 4 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

令和4年3月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

請願

受理 番号	受 理 年月日	請 願 の 件 名	請願者の住所・氏名	付 託 委員会	紹介議員
令和 4年 1	R 4 . 1 . 6	新型コロナウイルス 感染者が安心して自 宅療養出来ることを 求める請願書	宇土市浦田町313 本多 靖洋	文教厚生	柴田正樹

第 4 号

3 月 3 日 (木)

令和4年3月宇土市議会定例会会議録 第4号

3月3日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第 3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第 3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

(追加日程)

- 日程第 5 議案第31号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第32号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

について

- 日程第 7 議案第 33 号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 34 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 35 号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 36 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 15 号）について
- 日程第 11 発議第 1 号 宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 発議第 2 号 宇土市議会会議規則について

3. 出席議員（18人）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 佐美三 洋 君 | 2 番 小 崎 憲 一 君 |
| 3 番 今 中 真之助 君 | 4 番 西 田 和 徳 君 |
| 5 番 園 田 茂 君 | 6 番 宮 原 雄 一 君 |
| 7 番 嶋 本 圭 人 君 | 8 番 柴 田 正 樹 君 |
| 9 番 平 江 光 輝 君 | 10 番 檜 崎 政 治 君 |
| 11 番 野 口 修 一 君 | 12 番 中 口 俊 宏 君 |
| 13 番 藤 井 慶 峰 君 | 14 番 芥 川 幸 子 さん |
| 15 番 山 村 保 夫 君 | 16 番 杉 本 信 一 君 |
| 17 番 村 田 宣 雄 君 | 18 番 福 田 慧 一 君 |

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 市 長 元 松 茂 樹 君 | 副 市 長 谷 崎 淳 一 君 |
| 教 育 長 太 田 耕 幸 君 | 総務部長兼企画部長 杉 本 裕 治 君 |
| 市民環境部長 野 口 泰 正 君 | 健康福祉部長 岡 田 郁 子 さん |
| 経 済 部 長 小 山 郁 郎 君 | 建 設 部 長 草 野 一 人 君 |
| 教 育 部 長 山 口 裕 一 君 | 会 計 管 理 者 野 田 恵 美 さん |
| 総 務 課 長 光 井 正 吾 君 | 危 機 管 理 課 長 東 頭 君 |
| 財 政 課 長 上 木 淳 司 君 | 企 画 課 長 宮 崎 英 児 君 |
| まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん | |

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時41分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

まず，先般行いました要望活動について御報告いたします。去る12月23日に市長及び特別委員会正副委員長において，熊本県選出国會議員及び国土交通省本省に対し，熊本天草幹線道路の早期全線開通と整備に伴う所要の予算の確保を強くお願いしてまいりました。

要望活動では，金子恭之総務大臣，松村祥史参議院議員，馬場成志参議院議員に面会し，意見交換を行いました。また，国土交通省本省への要望では，事務次官や道路局長に直接要望を伝えることができました。今後の整備促進に大きくつながる要望活動であったことを御報告申し上げます。

次に，去る2月12日に宇土三角道路の本格的な測量等の開始に先立ち，宇城市の三角防災拠点センターにおいて，宇土三角道路中心杭打ち式が開催され，市議会からは，副議長，特別委員会正副委員長，地元網田地区の議員が出席してまいりましたので御報告申し上げます。

続きまして，去る2月16日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので，御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路における用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。宇土道路，宇土三角道路につきましては，予算配分の変更及び入札に伴う公告が行われた業務等がございますので，御報告させていただきます。

まず，宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和3年度予算については，当初予算額2億8,800万円に対し9億6,000万円を増額する補正が行われております。

次に，令和3年度事業について，工事では，新たに熊本57号平原地区2号工事用道路外工事，熊本57号城塚地区改良13期，14期工事，熊本57号上網田地区改良7期，8期，

9期工事の6件で入札に伴う公告が行われております。これらは、国道をまたぐ城塚橋の前後及び上網田橋の前後の盛土工事などであります。そのほか、熊本57号網津地区5号工食用道路3期工事、熊本57号城塚地区改良12期工事の2件で契約締結がなされております。

次に、用地補償関係では、令和3年度国道57号宇土道路用地関係資料作成業務で契約期間の延長が行われており、令和3年度国道57号宇土道路長浜地区外補償説明業務で契約締結がなされております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和3年度予算については、当初予算額1億円に対し5,000万円を増額する補正が行われております。

次に、調査設計では、新たに令和3年度熊本天草幹線道路（その3、その4、その5）測量業務の3件で契約締結がなされております。また、そのほか、令和3年度熊本天草幹線道路地質調査（その1、その2）業務の2件で入札に伴う公告が行われております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「給食センター前の鶴塚踏切について、笹原トンネル工事に伴い、毎日多くのダンプトラックが通行しているが、踏切の幅が狭く非常に危険である。踏切をもう少し拡幅できないのか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省から、踏切を拡幅するには、JRや警察等との様々な協議を終えてから工事を行うため、少なくとも3年の期間が必要であると聞いている。来年には、笹原トンネルの工事が完了する予定であり、その先の糖塚山トンネル工事が出る土砂は、笹原トンネルを通して運搬される計画であるため、鶴塚踏切は通らなくなると聞いている。そのため、期間的な問題からも難しいという回答であった。」との答弁がありました。また、別の委員から「給食センター前は事故多発地帯であり、踏切も狭く、ダンプトラックが通るような道ではないと思う。」との質疑があり、執行部から「多くのダンプトラックが出入りすることで、渋滞等の様々な問題も出てくると考えられる。状況を見ながら、その都度、対策を講じ対応していきたい。」との答弁がありました。それに対して、委員から、「多くの市民から踏切の拡幅について要望があっていることを、是非、国土交通省に伝えてほしい。」との意見がありました。

次に、委員から「トンネル工事が出る土砂を網田コミュニティセンター建設の盛土として利用できないか。」との質疑があり、執行部から「今後、コミュニティセンターに必要な土砂の量など詳細を確認し、国土交通省と協議していきたい。」との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長(中口俊宏君) 日程第2、去る2月18日の本会議におきまして、各常任委員会に付託をいたしました、市長提出議案第1号から議案第30号までの30件並びに請願・陳情につきましては、審査の経過と結果につきまして、それぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、園田茂君。

○総務市民常任委員長(園田茂君) おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る2月25日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係5議案、予算関係6議案、専決処分の報告及び承認2議案、その他2議案であります。

まず、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、令和3年度宇土市一般会計補正予算(第12号)について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、職員給として2,300万円を増額するものであります。

次に、議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号、令和3年度宇土市一般会計補正予算(第13号)について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、社会保障・税番号制度経費として297万円を増額するものであります。また、社会保障・税番号制度経費については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第3号、宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

及び議案第4号、宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。これは、関連法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第5号、宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市庁舎建設等基金の円滑な運用を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市消防団員の出動報酬を新たに規定するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第7号、宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について。これは、基本計画に関する事項についても審議会に諮るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第9号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。これは、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議会一般経費として103万円を減額するものであります。

次に、総務費では、減債基金経費として2億3,161万9千円を増額し、ふるさと宇土応援基金経費として3,000万円を減額するものであります。

次に、民生費では、国保会計繰出金経費として4,318万9千円、後期高齢者医療一般経費として1,001万5千円を減額するものであります。

次に、衛生費では、浄化槽設置事業経費として1,471万1千円を減額するものであります。

次に、消防費では、防災基盤整備事業として294万4千円を減額するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）など3事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第15号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は3,200万3千円を減額するもので、補正後の総額は45億231万5千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正となっております。

また、熊本縣市町村事務処理標準システム共同利用クラウド事業に要する経費については、債務負担行為の廃止を行っております。

次に、議案第18号、令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は27万5千円を減額するもので、補正後の総額は5億734万7千円であります。これは、保険料収納見込みによる増額及び後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の確定等による減額補正となっております。

次に、議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費1億3,399万2千円。

次に、総務費では、地方バス路線維持対策事業経費4,848万4千円、庁舎建設事業経費6億4,506万4千円、ふるさと宇土応援基金経費17億1,487万7千円、情報管理費一般経費7,795万4千円、賦課徴収一般経費7,361万6千円、市議会議員選挙費1,727万6千円。

次に、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金3億4,212万2千円、後期高齢者医療広域連合負担金5億2,105万5千円、後期高齢者医療特別会計繰出金1億8,541万6千円。

次に、衛生費では、宇城広域連合負担金（宇城クリーンセンター）2億3,483万2千円、清掃収集業務経費1億502万9千円、廃棄物減量化対策経費8,245万4千円。

次に、消防費では、宇城広域連合負担金（消防費）4億7,144万9千円、消防団経費5,076万5千円。

次に、災害復旧費では、震災対策事業（財政課分）2,488万1千円等であります。

また、県議会議員選挙費については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、広報うとの印刷製本に要する経費など9事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第23号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。歳入歳出総額は44億9,371万2千円となっており、対前年度比で3,283万6千円の減額となっております。

次に、議案第27号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。歳入歳出総額は5億9,734万9千円となっており、対前年度比で8,965万6千円の増額となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第14号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。委員か

ら「ふるさと宇土応援寄附金について、実績見込みにより3,000万円減額するとのことだが、アサリの産地偽装問題の影響はあるか。」との質疑に対し、執行部から「減額の理由は、寄附が最も多い12月を過ぎ、昨年度の寄附額に及ばない状況が見込まれたからであり、産地偽装問題の影響はほとんどない。なお、令和3年度において、これまでにアサリ関連の返礼品を希望された件数は17件である。」との答弁がありました。

次に、議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について。委員から「コンビニでの税の証明書の交付について、近年の交付件数は何件か。また、年間交付件数のうちコンビニでの交付件数の占める割合は。」との質疑があり、執行部から「コンビニでの昨年度の交付件数が166件。今年度は10月末現在で179件交付しており、昨年度の件数を既に上回っている。また、コンビニでの交付割合については、令和元年度が0.8%、令和2年度が2.33%、令和3年度が10月末現在で3.92%となっており、年々交付割合は増加している。」との答弁がありました。

次に、議案第27号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。委員から「令和4年10月から、後期高齢者医療保険で一定の所得がある方に2割の窓口負担が導入されるが、宇土市での対象者数の見込みは。また、現在3割負担になられている方の人数は。」との質疑があり、執行部から「令和3年11月時点での後期高齢者医療保険の被保険者が5,906人であり、そのうち、2割負担となられる見込みの方は811人である。また、3割負担となっている方は187人である。」との答弁がありました。

次に、宇土市デマンドバスについて、委員から、「今後利用客の増加のためには、利用したことがない方にも浸透を図る必要があり、名称は重要である。特に高齢者の方にデマンドバスという名称がなじみにくいため、呼びやすく親しみやすい名称を市民に公募しては。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第2号、22号、23号、27号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る2月22

日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係9議案、専決処分の報告及び承認1議案、その他3議案であります。

まず、議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

農林水産業費では、船場川湛水防除事業（国の1次補正分）として2,730万円、水産業振興一般経費（投資的経費分：国の1次補正）として800万円を増額するものであります。

また、船場川湛水防除事業（国の1次補正分）など4事業につきましては、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第10号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上で、1件5,000平方メートル以上の土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号、宇土市道路線の変更について。これは、市道の路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

農林水産業費では、漁村再生交付金事業として2,821万3千円を増額し、担い手育成支援経費として2,878万7千円、宇土北部3期農道整備事業として1,927万円を減額するものであります。

商工費では、小規模企業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として5,972万8千円、時短営業等関連事業所向け給付金事業（新型コロナ対策分）として1,005万円を減額するものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（修繕）として8,390万2千円、住宅・建築物安全ストック形成事業として1,037万8千円を減額するものであります。

また、漁村再生交付金事業など7事業につきましては、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第17号、令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について。これは、漁業集落排水施設整備事業債の増額に伴う財源組替えを行うものであります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第20号、令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出の補正額は1,160万円を減額するもので、補正後の総額は6億5,335万2千円であります。これは、施設修繕料の増額及び基盤強化支援業務委託料の減額補正であります。

また、資本的支出の補正額は2,220万円を減額するもので、補正後の総額は2億6,288万9千円であります。これは、実績見込みによる工事請負費の減額補正であります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第21号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。資本的支出の補正額は5,550万円を減額するもので、補正後の総額は7億8,143万5千円であります。これは、自家発電・消化槽等更新工事委託料（単独継足分）等の減額補正であります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、衛生費では、水道事業経営支援補助金2,836万円。

次に、農林水産業費では、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業8,969万9千円、船場川湛水防除事業6,266万円、宇土南部2期農免農道整備事業経費4,610万円、水産物供給機能保全事業4,510万円、漁村再生交付金事業6,389万5千円。

次に、商工費では、小規模経営支援累進給付金事業（新型コロナ対策分）6,080万円、干潟景勝地展望広場整備事業2,317万5千円、自然公園整備事業6,125万3千円。

次に、土木費では、道路維持一般経費5,112万2千円、社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業）9,809万8千円、下水道事業経営支援補助金1億8,986万1千円等であります。

また、JR土地賃借料に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第24号、令和4年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について。歳入歳出総額は1千円となっており、前年度と同額であります。

次に、議案第26号、令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について。歳入歳出総額は5,673万2千円となっており、対前年度比で2,483万5千円の増額となっております。

次に、議案第29号、令和4年度宇土市水道事業会計予算について。収益的支出額は6億

6,568万6千円、資本的支出額は2億3,496万7千円となっております。

次に、議案第30号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計予算について。収益的支出額は9億9,516万8千円、資本的支出額は10億43万8千円となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について。委員から「市内の空き家を調査した結果、空き家は何件あったのか。また、その中で危険と判断された空き家は何件あったのか。」との質疑に対し、執行部から「実態調査の結果、市内に空き家は652件確認され、危険度に応じて四つのランク分けを行った。その中で、崩壊の危険性があるなど居住に適さないと判断された最も危険度の高いDランクの空き家は32件あった。」との答弁がありました。それに対して、委員から「Dランクに認定された場合、市から空き家解体の補助はあるのか。」との質疑に対し、執行部から「令和4年度から、老朽危険空家等除却促進事業補助金として、老朽化や危険度などの条件を満たした空き家の所有者に対し、負担された解体費用の3分の2以内、90万円を上限に補助する制度を計画している。」との答弁がありました。

次に、住吉地区土砂処分場の整備について、委員から「長部田港の東側の土砂処分場の整備予定地については、将来的に埋め立てを行うのか。」との質疑があり、執行部から「漁港から浚渫された土砂が満杯になれば、その後埋め立て整備を行う予定である。埋め立て地の活用については、漁業に関する資材置き場や海苔の共同乾燥施設としての利用など、地元漁協と協議をしながら、今後検討していきたいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「地元の漁業者への説明は行っているのか。」との質疑があり、執行部から「地元の漁協へ説明し、了解を得ている。今後は、地区住民や地元振興会に対して説明を行う予定である。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「埋め立て地の利用については、早期に計画を立て、スムーズに利用が開始できるよう協議を進めていってほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、アサリの出荷停止措置の影響について、委員から「アサリの出荷停止措置を受けて、収入が無くなった漁業者に対する収入補償はないのか。」との質疑に対し、執行部から「漁協に対する支援事業等はあるが、漁業者へ直接、収入を補償する制度はない。」との答弁がありました。また、別の委員から「アサリ問題の影響でハマグリにも風評被害が出ており、販売業者からの返品もあっている。今後、ハマグリまで販売できなくなれば漁業者が無収入となる可能性もあり、深刻な状況である。」との意見があり、別の委員から「こういった状況を見直すきっかけ作りが必要である。まずは、地元で採れたハマグリを市民に購入してもらえるような大々的なキャンペーンの実施を検討してはどうか。」との意

見がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

「今年度に再調査を実施している平成21年度調査区域の2字及び平成25年度調査区域の11字については、1月末までに現地立会いと測量を終了しており、現在は、測量工程の検査を実施している。検査後は、来年度の閲覧準備を進めることとしており、来年度の閲覧・登記をもって、網田地区地籍調査の誤り修正作業は全て完了する予定である。なお、今年度、閲覧を実施した令和2年度再調査分の地籍調査成果については、今年1月に国・県の認証承認を得ており、最終的な登記を行うため、法務局へ送付したところである。」との報告がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で原案のとおり承認及び可決をいたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る2月24日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係8議案、専決処分の報告及び承認2議案の合計11議案と請願1件であります。

まず、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。当委員会所管のものについて申し上げます。

民生費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業として5億1,393万6千円を増額し、併せて年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、低所得者世帯給付金支給事業として9,480万9千円、新型コロナウイルス感染症PCR検査事業（高齢者等分）として3,168万円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）として3,863万9千円を増額するものであります。

教育費では、学校等における感染症対策等支援事業（各小中学校）として1,173万円を増額するものであります。

また、低所得者世帯給付金支給事業など21事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。

次に、議案第8号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第14号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、乳幼児等医療費助成事業経費として2,327万8千円、児童手当費として2,015万6千円を減額するものであります。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課分）として1,368万9千円を減額するものであります。

また、子育て世帯への臨時特別給付事業（先行給付金分）など3事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、休日の一時預かり事業に要する経費については債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第15号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものとしましては、事業の実績見込みにより、特定健診委託料750万円を減額するものであります。

次に、議案第16号、令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は1億1,773万7千円を増額するもので、補正後の総額は39億4,630万1千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額及び介護保険基金積立金等の増額補正であります。

次に、議案第19号、令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は80万1千円を減額するもので、補正後の総額は52万1千円であります。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、生活保護扶助経費6億5,000万1千円、障害者福祉サービス事業経費9億4,752万4千円、子どものための教育・保育給付事業15億3,856万4千円。

次に、衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業1億266万4千円、がん検診等各種健診事業4,065万9千円。

次に、教育費では、学校ICT環境整備事業（新型コロナウイルス対策分）6,431万4千円、特別支援教育事業9,750万2千円、給食センター施設管理費1億2,529万3千円。

次に、災害復旧費では、令和2年7月豪雨災害対策経費（史跡宇土城跡保存整備事業）1,011万1千円等であります。

また、中央公民館施設清掃業務委託に要する経費など2事業につきましては、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第23号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

特定健康診査等事業費4,392万5千円、人間ドック委託料185万円等であります。

次に、議案第25号、令和4年度宇土市介護保険特別会計予算について。歳入歳出総額は38億5,462万6千円となっており、対前年度比で6,998万6千円の増額となっております。

次に、議案第28号、令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について。歳入歳出総額は131万2千円となっており、対前年度比で1万円の減額となっております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について。まず、障害者福祉サービス及び障害児施設給付サービスについて、委員から「年々サービス費が膨らんできている。この要因をどのように分析しているのか。また、今後の対策はどう考えられているのか。」との質疑があり、執行部から「障がい者と障がい児のサービス費の増加に共通していることは、事業所が増え、それに伴い利用する方が増えているためである。また、障がい児のサービスについては、発達障がいへの理解が進み、診断を受け、相談をされる方が増えていることも要因の一つと考えられる。国では、事業所が増え、内容が伴っていないものがあるとして、単に習い事のようなものは認められないとするなど是正する動きがある。本市を含む宇城圏域の2市1町では、事業所との話し合いを重ね、適切な給付に関して統一したガイドラインを今年度策定した。これに基づき、来年度から取り組んでいく。」との答弁がありました。こ

れに対して、委員から「本当に求める子どもたちに必要な療育が行われることが大事である。サービス内容に対して厳しい評価が必要であろう。」との意見がありました。

次に、ジュニアスポーツ応援補助金の対象人数と補助額が拡大されることについて、委員から「どのような財源を考えているのか。」との質疑があり、執行部から「今までのスポーツ振興基金に加え、新たに地域環境整備基金を考えている。また、企業版のふるさと納税を活用できるよう努力していきたい。」と答弁がありました。

次に、学校ICT環境整備事業における電子黒板購入について、委員から質疑があり、執行部から「令和4年度と5年度の2か年で全ての小中学校に導入を計画している。来年度は中学校分として約80台を予定している。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「国が求めている学校のICT化に対して、どの程度整備が進んでいるのか。」との質疑があり、執行部から「国が基本と考えている1人1台端末は達成している。これに付随する教員の1人1台端末整備や学校内のネットワーク環境整備も完了している。最終的な整備として電子黒板の導入を考えている。」との答弁がありました。また、別の委員から「オンラインでの持ち帰り学習はできているのか。」との質疑があり、執行部から「全ての家庭でオンライン学習ができる状態ではないが、学校でダウンロードしたものをオフラインで家庭学習を行うなど、まずはできるところから始めていく。」との答弁がありました。

次に、議案第25号、令和4年度宇土市介護保険特別会計予算について。委員から「一般会計からの繰入金約6億3,700万円であり、年々増加しているが、ピークはいつになるのか。また、どのくらい増えるのか。」との質疑があり、執行部から「団塊ジュニア世代が65歳になる2040年が一つのピークになる。また、給付費が10億円増えたと仮定すると、一般会計からの繰入金は1億2,500万円ほど増えることになる。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案につきましては、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願につきまして、御報告申し上げます。

令和4年請願第1号「新型コロナウイルス感染者が安心して自宅療養出来ることを求める請願書」については、全会一致で採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。11時40分から会議を開きます。よろ

しくお願いいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時35分休憩

午前11時39分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 提案されております議案の中で、4議案に反対をいたします。

議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算についてであります。業務量は増えているのに職員を大幅に削減し、非正規職員は逆に教育委員会も含め200名超と大幅に増やし、人件費を抑えてきました。しかし、今後は正職員を増やし、大規模災害等に備える必要があります。業務量に応じた職員の適正配置が必要であると思います。有給休暇も適正に取れるようにすべきであります。最近の仕事のミスも出ており、少ない職員が影響していると思います。ストレスがたまり心の病気で長期に休みを取る職員も増えており、このような状況を解消するために正職員を増やし、市民サービスに力を入れるべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第23号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険加入者は、年金生活者やパートなどで働く所得の少ない労働者の加入が増えております。しかし、所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽより、国保税は2倍近く高くなっております。収入の全くない子どもにも、一人当たり2万9,200円の均等割を課税するのはやめるべきだとの声を受けて、国は未就学児の子どもには、均等割2分の1を軽減する措置を取りましたが、18歳までの子どもにも均等割を廃止すべきと思います。全国知事会も国に対し、財政支援を増やすよう要望し、協会けんぽ並みの保険料にすべきとしています。公的支援を増やし、加入者の負担軽減を図るべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第25号、令和4年度宇土市介護保険特別会計予算についてであります。高齢化が進み、介護を必要とする人は増えておりますが、介護認定が厳しくなっております。改善が必要であります。介護施設に入所する低所得者の食費、居住費を補助する補足給付制度が昨年8月に改悪をされ、補助を受けていた約半数が負担が増え、施設からの退所や利用を

控える、家族も介護負担が増える、このような問題が出ておりますし、改悪を中止し、凍結すべきと思います。コロナ禍の影響で介護施設の運営はより厳しくなっております。介護報酬の引上げ、職員の更なる処遇改善などが必要と思います。公的支援を増やし、安心して介護が受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

議案第27号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。75歳になれば、これまで加入していた保険から強制的に切り離され、一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。保険料も値上がりをし、医療費も一定収入以上の人は、10月から医療費の窓口負担が1割から2割に引き上げられます。高齢者を医療の面からも保険料の面からも差別するようなこの制度は廃止をし、もとの制度に戻して、国の財政支援を増やし、高齢者は安心して医療が受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） こんにちは。今回提出されています第2号議案、市長専決議案に反対の立場で意見を申します。市長専決議案の中に、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種体制の予算、こちらに含まれているようでございます。私は、このことに関して反対をいたします。この1年、私はことあるごとに、現ワクチンに対しては慎重な意見を申し上げており、特に子どもへのワクチン接種に関しては、常に反対の意思を示しております。それは既に数字的根拠、エビデンスが示しており、先日の一般質問でも資料を示しながら質問をしておりますので、ここでは割愛いたしますが、小児を含む未成年へのワクチン効果はベネフィット、恩恵がなくて将来へのリスクしかございません。また昨日、朝日新聞を含め各報道各社が報じたアメリカ研究機関の発表は、慎重な考えを持つ私にも衝撃を与える内容でございました。それは、アメリカで先行して接種された5歳から11歳の子どもへのワクチン効果のことでありますが、発症予防効果は接種1か月後になんと12%にまで下がり、重症予防効果も48%にまで下がるという内容でした。48%あるといってもそもそもコロナウイルスに感染しても子どもは重症化しません。発症しやすい子どもへの効果が1か月後の12%ということは、その後限りなくゼロに近づくわけです。毎月打たないと意味がない、そのようなワクチンが果たしてワクチンと呼べるのでしょうか。全く理解ができません。また、さらに接種から時間が経過すると、逆にワクチンを接種した子どものほうが感染しやすくなるという研究発表も同時になされております。むしろ、子どもへのワクチン接種は、危険で極まりないわけでございます。言わずもがなであります。このワクチンは来年5月治験終了予定です。人体実験を生まれて5年、数年しか経っていない子どもたちに施すのですか。アメリカと日本は民族が違うという指摘もあります。しかし、アメリカで治験をして特例承

認しているではありませんか。この指摘は全く当てはまりません。また、任意接種であり、接種は個人で判断すればよいという意見もあります。私はこの意見に対して、よく橋の例を使うのですけれども、危険な橋があるとします。これ渡るとけがをするのではないかとか、そんな橋があるとして、行政がその橋をどうするでしょうか。渡らせないように通せんぼをしませんか。こんな人が死んでいるようなワクチンを、やはり危険な橋のように私は渡らせることはできないというふうに考えます。私たち行政側が、しっかりとした情報を提供しないと、子どもたちは誰が守るのですか。議員各位におかれましては、是非立場を超えていただいて、これからの未来を担う大切な、大切な子どもたちの命、健康を守るために御決断をお願いしたいというふうに考えます。

最後に、接種券一律送付を見送られた御判断に関しては、大変評価をしております。心から敬意を表すところではありますが、今後も引き続き、国の情報に頼らないこと、とらわれない本市として、しっかりとしたエビデンスとベネフィット、根拠と恩恵の情報提供を行うように提言いたしまして、私の第2号議案の反対討論を終わります。皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号について採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。議案第3号から議案第21号までの19件について一括して採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第21号までの19件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第22号、令和4年度宇土市一般会計予算について採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第22号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第23号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計予算について採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第23号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第24号、令和4年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計予算について採決をいたします。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第25号、令和4年度宇土市介護保険特別会計予算について採決をいたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり

り可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第25号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第26号、令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について採決をいたします。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第27号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第27号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第28号から議案第30号までの3件について一括して採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第30号までの3件につきましては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長(中口俊宏君) 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和4年請願第1号、新型コロナウイルス感染者が安心して自宅療養出来ることを求める請願書につきましては、文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、令和4年請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（中口俊宏君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第72条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程につきましてお諮りをいたします。

本日、市長より議案第31号から議案第36号までの6件及び議員提出の発議第1号から発議第2号までの2件、以上8件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

日程第 5 議案第 3 1 号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 3 2 号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 3 3 号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 3 4 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 3 5 号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 3 6 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 5 号）について

○議長（中口俊宏君） 日程第 5，議案第 3 1 号から，日程第 10，議案第 3 6 号までの 6 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております案件について，御説明を申し上げます。

議案第 3 1 号，宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 3 2 号，宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 3 3 号，宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

これら 3 議案は，それぞれの条例において規定する期末手当について，国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため，条例を改正するものであります。

議案第 3 4 号，宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは，条例において規定する期末手当について，国家公務員一般職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため，条例を改正するものであります。

議案第 3 5 号，宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは，放課後児童健全育成事業を円滑に実施するため，条例を改正するものであります。

議案第 3 6 号，令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 5 号）について。補正額は 3 1 8 万 2 千円を増額するもので，補正後の総額は 2 3 2 億 3, 0 2 2 万 3 千円です。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては，県支出金の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、農林水産業費で、アサリ等緊急対策資金事業の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費について、アサリ等緊急対策資金事業の追加を行っております。

以上、6件の追加議案につきまして、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第31号から議案第36号までの6件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第31号から議案第36号までの6件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 追加提案されました、議案第34号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、岸田政権は、民間の労働者の賃金の引上げを看板政策としておりますが、民間の労働者の賃金を引き上げるのに、なぜ公務員の賃金は引き下げなのか納得ができません。民間の労働者の賃金を引き上げ、公務員労働者も引き上げ、消費の拡大を図り好循環を作り出すことが大事だということで、この立場から引下げに反対をいたします。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第31号から議案第33号までの3件について一括して採決をいたします。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第33号までの3件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第34号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第34号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。次に、お諮りいたします。

議案第35号から議案第36号の2件につきまして一括して採決をいたします。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第36号の2件につきましては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 発議第1号 宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(中口俊宏君) 日程第11、発議第1号、宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第1号、宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和4年3月3日提出。

提出者、宇土市議会議員、樫崎政治、野口修一、杉本信一、藤井慶峰、平江光輝、宮原雄一。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下、議案書につきましては、議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(中口俊宏君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第1号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第1号、宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第12 発議第2号 宇土市議会会議規則について

○議長(中口俊宏君) 日程第12、発議第2号、宇土市議会会議規則についてを議題といたします。まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第2号、宇土市議会会議規則について。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和4年3月3日提出。

提出者、宇土市議会議員、樫崎政治、野口修一、杉本信一、藤井慶峰、平江光輝、宮原雄一。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下、議案書につきましては、議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(中口俊宏君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第2号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第2号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第2号、宇土市議会会議規則について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年3月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午後0時11分閉会

○議長(中口俊宏君) 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る2月15日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことを厚く御礼申し上げます。この4月からは、新年度を迎え、新しい事業が動き始めます。また、適材適所の職員の配置換えによる士気高揚にも期待をしております。ところで、今定例会の議案説明の中で、元松市長は台湾のTSMCが熊本県内への進出を受けまして、本市にとっても大きなチャンスであると市長自らが先頭に立って、推進本部を設置するとの表明がありました。4月の新年度からは、新たな活動が始まると思っております。大いに期待をしております。議会といたしましては、本市の発展のため、必要なことは積極的に協力、連携していきたいと思っておりますので、

どうかよろしくお願いを申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶があります。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市議会、並びに議員の皆様におかれましては、引き続き、一般質問の時間短縮につきまして、特段のご配慮を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、今定例会には、令和4年度予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

会期中には議員の皆様から御意見、御要望等もいただいておりますが、十分にこれを尊重しまして、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

はじめに、開会日にも御報告させていただきました、輸入アサリの産地偽装問題に伴います、本市のふるさと納税返礼品に関しまして、改めて現在の状況を御報告させていただきます。

今回の問題を受けまして、アサリを使用した返礼品が、地場産品基準に該当するかについて、総務省から報告するよう通知がありました。地場産品として認められるためには、返礼品が地元で生産されているものであること、あるいは製造や加工の主な部分を地元で行っていることなど、九つの基準があり、そのいずれかに該当する必要がございます。このうち、本市の返礼品であるアサリのオリーブオイル漬けや、アサリたっぷりカレーの加工品は、その製造加工を宇土市内で行っていることから、基準を満たすものと判断し、総務省に報告を行いました。報告に対しまして、総務省からは、本市の返礼品は、報告どおり基準に該当しているという回答をいただいたところでございます。

また、本日の追加提案により、議決をいただきました内容になりますが、風評被害等を受けた漁業者の事業継続や生活を支援するために、県におきまして、新たな貸付制度が創設されました。この制度による漁業者の借入資金に係る利子補給等を県と市で行い、無利子化等により金利等の負担軽減措置を講じてまいります。

今後は、県と連携しまして、市場から産地偽装アサリを一掃し、一日も早く、宇土市産のアサリを供給再開できるよう取り組むとともに、信頼回復にも力を注いでまいります。

さて、私が市長に就任しまして、11年10か月が経過をしました。3期目を締めくくる節目の年を迎えているところでございます。これまで、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様から温かい御支援をいただきながら、市政運営に対して全身全霊を捧げてまいったとこ

ろでございます。

新型コロナウイルスに関する問題をはじめ、デジタル社会の実現に向けた課題など、市政を取り巻く情勢は刻々と変化しており、取り組むべき課題は多くあります。

課せられた問題の解決は、決して容易なものばかりではございません。しかし、このようなときにこそ、前向きな発想と行動力で、チャレンジしていくことが大切だと考えております。

それゆえに、引き続き市民の皆様、議員の皆様そして市職員と一体となって知恵を絞り、共に汗を流し、誇りある宇土市の創造的復興を果たすことが、今の私の使命であると感じております。

私の座右の銘でもございます「進取敢為」。これは、「自ら進んで物事に取り組み、困難に屈さずやり遂げる」という意味でございます。これからも、この精神をもって、10年後、20年後の明るい本市の姿を思い描きながら、市政運営に邁進してまいります。これまで同様、皆様の温かいお力添えを賜りますようお願いをいたします。

結びに、このところ、冷え込みが幾分和らいでおり、暖かい季節も間近と思われまふ。今暫くの間、議員の皆様におかれましては、寒暖定まらぬ時期でございますので、体調管理に留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後0時18分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 柴 田 正 樹

宇土市議会議員 平 江 光 輝